

平成 27 年第 1 回上里町議会定例会会議録第 3 号

平成 27 年 3 月 9 日（月曜日）

本日の会議に付した事件

- 日程第 7（町長提出議案第 1 号）上里町長及び副町長の給与等の特例に関する条例及び上里町教育委員会教育長の給与等の特例に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 8（町長提出議案第 2 号）上里町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する特例条例及び上里町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する特例条例の一部を改正する条例について
- 日程第 9（町長提出議案第 3 号）上里町一般職職員等の旅費の特例に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 10（町長提出議案第 4 号）上里町特別職議員報酬等審議会条例の一部を改正する条例について
- 日程第 11（町長提出議案第 5 号）上里町教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 12（町長提出議案第 6 号）上里町行政手続条例の一部を改正する条例について
- 日程第 13（町長提出議案第 7 号）上里町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 14（町長提出議案第 8 号）上里町職員の給与に関する条例及び上里町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 15（町長提出議案第 9 号）上里町保育所設置及び管理条例の一部を改正する条例について
- 日程第 16（町長提出議案第 10 号）上里町在宅重度心身障害者手当支給条例の一部を改正する条例について
- 日程第 17（町長提出議案第 11 号）上里町国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第 18（町長提出議案第 12 号）上里町介護保険条例の一部を改正する条例について

日程第 19 (町長提出議案第 13 号) 上里町勤労者総合文化センター設置及び管理条例の一部を改正する条例について

日程第 20 (町長提出議案第 14 号) 上里町営住宅条例の一部を改正する条例について

日程第 21 (町長提出議案第 15 号) 上里町歯科口腔保健の推進に関する条例について

日程第 22 (町長提出議案第 16 号) 上里町公の施設の指定管理者の指定について

日程第 23 (町長提出議案第 17 号) 上里町公の施設の指定管理者の指定について

日程第 24 (町長提出議案第 18 号) 上里町道路線の認定について

日程第 25 (町長提出議案第 19 号) 財産の取得について

日程第 26 (町長提出議案第 20 号) 本庄上里学校給食組合規約の変更について

日程第 27 (町長提出議案第 21 号) 平成 26 年度上里町一般会計補正予算(第 6 号)について

日程第 28 (町長提出議案第 22 号) 平成 26 年度上里町国民健康保険特別会計補正予算(第 3 号)について

日程第 29 (町長提出議案第 23 号) 平成 26 年度上里町介護保険特別会計補正予算(第 3 号)について

日程第 30 (町長提出議案第 24 号) 平成 26 年度上里町後期高齢者医療特別会計補正予算(第 1 号)について

出席議員(14 人)

1 番 飯 塚 賢 治 君	2 番 戸 矢 隆 光 君
3 番 仲 井 静 子 君	4 番 猪 岡 壽 君
5 番 齊 藤 崇 君	6 番 岩 田 智 教 君
7 番 植 井 敏 夫 君	8 番 高 橋 正 行 君
9 番 納 谷 克 俊 君	10 番 新 井 實 君
11 番 沓 澤 幸 子 君	12 番 高 橋 仁 君
13 番 伊 藤 裕 君	14 番 植 原 育 雄 君

欠席議員 なし

説明のため出席した者

町長	関根孝道君	副町長	高野正道君
教育長	下山彰夫君	総務課長	飯島雅利君
総合政策課長	片岡浩一君	税務課長	中島勇君
町民福祉課長	岸智敏君	子育て共生課長	坂本正喜君
健康保険課長	関口静君	高齢者いきいき課長	小暮秀夫君
まち整備環境課長	強矢賢君	産業振興課長	南雲定夫君
上下水道課長	須田孝史君	学校教育課長	谷木章二君
学校指導室長	浅見榮君	生涯学習課長	桑原正明君
郷土資料館長	桑原正明君	会計管理者	橋爪和友君

事務局職員出席者

事務局長 飯塚好一 係長 戸矢信男

開 議

午前 9 時 0 分開議

議長（植原育雄君） ただいまの出席議員は14名であります。定足数に達しておりますので、ただいまから散会前に引き続き本日の会議を開きます。

日程第 7 町長提出議案第 1 号 上里町長及び副町長の給与等の特例に関する条例及び上里町教育委員会教育長の給与等の特例に関する条例の一部を改正する条例について

日程第 8 町長提出議案第 2 号 上里町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する特例条例及び上里町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する特例条例の一部を改正する条例について

日程第 9 町長提出議案第 3 号 上里町一般職職員等の旅費の特例に関する条例の一部を改正する条例について

議長（植原育雄君） 日程第 7、町長提出議案第 1 号 上里町長及び副町長の給与等の特例に関する条例及び上里町教育委員会教育長の給与等の特例に関する条例の一部を改正する条例についての件、日程第 8、町長提出議案第 2 号 上里町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する特例条例及び上里町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する特例条例の一部を改正する条例についての件、日程第 9、町長提出議案第 3 号 上里町一般職職員等の旅費の特例に関する条例の一部を改正する条例についての件、以上の 3 件を会議規則第 37 条の規定により一括議題といたします。

提出者から提案理由の説明及び議案の説明を求めます。

なお、議案第 1 号から議案第 3 号までの説明を求めます。

副町長。

〔副町長 高野正道君発言〕

副町長（高野正道君） 議案第 1 号 上里町長及び副町長の給与等の特例に関する条例及び上里町教育委員会教育長の給与等の特例に関する条例の一部を改正する条例について。

議案第 1 号 上里町長及び副町長の給与等の特例に関する条例及び上里町教育委員会教育長の給与等の特例に関する条例の一部を改正する条例についての提案説明を申し上げます。

初めに、提案理由といたしましては、昨今の社会情勢や県内市町村の支給状況を勘案し、上里町長、副町長及び上里町教育委員会教育長の給与等の特例措置の見直しを実施したいため、本案を提出するものでございます。

効率的な行財政運営を図るための行政改革推進といたしまして、平成17年度から特例条例に

よって町長及び副町長の給与を20%、教育長の給与を15%とそれぞれ削減を実施し、10年間で約6,200万円の削減効果が得られました。

しかし、近年の県内市町村の状況を見ますと、平成26年4月現在で、県内63市町村のうち22団体が給与削減を実施と、少なくなっている状況でございます。また、他団体と比較いたしましても、町の削減率が高い状況でありました。上里町特別職議員報酬等審議会においても、他団体との支給状況、三役としての職務給等の御意見をいただいたことを考慮いたしまして、見直しを実施するものでございます。改正後の削減効果は年間で約316万円となります。

改正概要・条文の概要でございます。

第1条では、上里町長及び副町長の給与等の特例に関する条例の一部改正でございます。

特例条例第1条中の給料の削減率を「100分の20」から「100分の10」へ改め、第2条中の期末手当の削減率を同様に「100分の20」から「100分の10」へ改めます。

附則第2項中「平成27年3月31日」を「平成29年3月31日」に改め、特例措置の期間を2年間と定めるものでございます。

第2条では、上里町教育委員会教育長の給与等の特例に関する条例の一部改正でございます。

特例条例第1条中の給料の削減率を「100分の15」から「100分の8」へ改め、第2条中の期末手当の削減率を同様に「100分の15」から「100分の8」へ改めます。

附則第2項中「平成27年3月31日」を「平成29年3月31日」に改め、特例措置の期間を2年間と定めるものでございます。

なお、附則については、施行期日を規定しております。この条例は、削減率の改正については平成27年4月1日から施行とし、失効期限を定めました附則第2項の改正規定を公布の日から施行とします。

以上をもちまして、上里町長及び副町長の給与等の特例に関する条例及び上里町教育委員会教育長の給与等の特例に関する条例の一部を改正する条例についての提案及び内容説明といたします。

慎重に御審議いただき、御議決賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

議案第2号 上里町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する特例条例及び上里町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する特例条例の一部を改正する条例について。

議案第2号 上里町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する特例条例及び上里町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する特例条例の一部を改正する条例についての提案説明を申し上げます。

初めに、提案理由といたしましては、昨今の社会情勢や県内の費用弁償等の支給状況の動向

を勘案し、上里町議会の議員の費用弁償等及び上里町特別職の職員で非常勤のものの費用弁償等に関する特例措置を見直すため、本案を提出するものでございます。

先ほど町長、副町長及び教育長の給与減額の見直しで申し上げましたとおり、上里町特別職議員報酬等審議会における審議の結果を踏まえまして、平成18年度から実施しております議員及び非常勤特別職の費用弁償の支給停止について、本則上では1,500円の費用弁償を半額の750円の支給をするものでございます。

また、支給につきましては、特例として平成29年3月31日までの2年間の特例措置といたします。今後2年間で、他市町村の状況や社会情勢を踏まえ、検討を行っていきたいと考えております。

それでは、改正に係る概要及び改正条文について御説明申し上げます。

第1条では、上里町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する特例条例の一部改正でございます。

特例条例の本則の部分でございますが、費用弁償及び日当について、「支給しない。」規定を「一日当たり750円を支給する。」規定に改めるものでございます。

附則第2項中「平成27年3月31日」を「平成29年3月31日」に改め、特例措置の期間を2年間と定めるものでございます。

第2条では、上里町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する特例条例の一部改正でございます。

こちらの改正につきましても、同じく特例条例の本則の部分でございますが、日額費用弁償及び日当について、「支給しない。」規定を「一日当たり750円を支給する。」規定に改めるものでございます。

また、附則第2項中「平成27年3月31日」を「平成29年3月31日」に改め、特例措置の期間を2年間と定めるものでございます。

なお、附則についてでございますが、第1項は、施行期日を規定しており、この条例は、平成27年4月1日から施行するものでございます。ただし、失効期限を定めております第1条及び第2条のそれぞれの附則第2項に関する改正規定は、公布の日から施行するものでございます。

2項は、経過措置を規定しており、改正後の条例の規定は、平成27年4月1日以後から適用するものでございます。そのため、平成27年3月31日までの旅行については、従前の例により、費用弁償等の支給はしないものでございます。

以上をもちまして、上里町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する特例条例及び上里町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する特例条例の一部を改正する条例

について、提案及び内容説明といたします。

慎重に御審議をいただきまして、御議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議案第3号 上里町一般職職員等の旅費の特例に関する条例の一部を改正する条例について

議案第3号 上里町一般職職員等の旅費の特例に関する条例の一部を改正する条例についての提案説明を申し上げます。

初めに、提案理由といたしましては、昨今の社会情勢や県内の旅費日当の支給状況の動向を勘案し、上里町一般職職員等の旅費の特例措置を見直すため、本案を提出するものでございます。

議案第1号、議案第2号の特例条例とあわせまして、町三役の特別職と一般職職員が出張した際の旅費のうち日当について、本則上では1,500円の旅費日当を支給するところ、宿泊を伴う出張や片道100キロメートル以上など、距離制限を設けた出張についてのみ750円の支給を復活するものでございます。

また、この旅費日当の支給につきましても、議案第1号、議案第2号と同じく、今後2年間で検討を行っていきたいと考えております。

それでは、改正に係る概要及び改正条文について御説明を申し上げます。

特例条例の本則部分でございますが、「支給しない。」規定を「宿泊を伴う出張又は片道100キロメートル以上若しくは行程200キロメートル以上の日帰りの出張に限り、1日当たり750円を支給し、それ以外の出張については支給しない。」規定に改めるものでございます。

附則第3号で規定をしております失効期限については、「平成27年3月31日」を「平成29年3月31日」に改めまして、特例措置の期間を2年間と定めるものでございます。

なお、附則についてでございますが、第1項は、施行期日を規定しております。この条例は、平成27年4月1日から施行するものでございます。ただし、失効期限を定めております附則第3項に関する改正規定は、公布の日から施行するものでございます。

2項は、経過措置を規定しており、改正後の条例の規定は、平成27年4月1日以後から適用するものでございます。そのため、平成27年3月31日までの旅行については、従前の例により、旅費日当の支給はしないものでございます。

以上をもちまして、上里町一般職職員等の旅費の特例に関する条例の一部を改正する条例についての提案及び内容説明といたします。

慎重に御審議いただき、御議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長（植原育雄君） これで提案理由の説明及び議案の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

11番、沓澤幸子議員。

〔 11番 沓澤幸子君発言 〕

11番（沓澤幸子君） 何点が質問をさせていただきます。

まず初めに、議案第1号でありますけれども、平成26年4月時点で23市町村中23団体のみが実施をしているという報告でありましたけれども、一番多いのと少ない、23の実施している自治体でのパーセントをまずお願いしたいなというふうに思います。

それと、議案第2号でありますけれども、平成18年より実施してきたわけでありますけれども、このことよっての削減はどのくらいなのか。また、他市町村の状況ということでは、県内どういう状況にあり、一番多く出している自治体は幾らで、一番少ない金額は幾らなのか、平均ではどのくらいなのか、わかれば教えていただきたいとします。

また、議案第3号につきましても、実施をしてきて、今年度でまた半額で復活をするわけなんですけれども、約幾らの削減が行われてきたのか。また、片道100キロメートル、行程では200キロメートル以上、宿泊を伴う出張はどのくらい1年間の中で予定をしているのか、お願いしたいというふうに思います。

議長（植原育雄君） 総務課長。

〔 総務課長 飯島雅利君発言 〕

総務課長（飯島雅利君） それでは、沓澤議員の御質問にお答えいたします。

63市町村中22市町村がということです。最大のものがどうかという御質問だったようなんですけれども、ちょっとその辺の数字については把握してございません。大変申し訳ありません。近隣ですと、最大20%程度削減している市町村があったように思います。

現在の状況ですけれども、本庄市につきましては、市長が10%、副市長が5%、教育長5%、神川町につきましては現在行っておりません。美里町につきましては、平成26年度より町長10%、副町長7%、教育長5%といった削減状況になってございます。

それから、2番目の平成18年からの削減効果ということです。議案第2号につきましては、議会の議員さんの関係でございますが、年間で約88万2,000円の減で、9年間でおよそ800万円の削減となっております。

続いて、一般職の旅費の日当の支給の関係でございますが、削減効果は年間で326万7,000円、10年間でおよそ3,300万円程度でございます。

今回の改正によりまして、どのような効果があるということでございますが、一般職につきましては、年間で2万8,500円程度の増加を見込んでございます。現在余り宿泊を伴うような出張はございませんので、この程度となっております。

100キロがどのくらいかという話ですけれども、東京都を超えたあたり、それから新潟県ま

で行くかどうか、首都圏であれば品川くらい、それから埼玉県以北でいえば、新潟方面ですと越後湯沢くらいが該当すると思われます。

以上でございます。

議長（植原育雄君） ほかに質疑はありませんか。

5番、齊藤崇議員。

〔5番 齊藤 崇君発言〕

5番（齊藤 崇君） 2号議案ですけれども、従前ですと、1日当たりの費用弁償というのは1,500円というふうに認識しているわけですけれども、750円という半額にした根拠をまず教えていただきたいということと、それから、特例措置2年間というんですね。平成27年3月31日を平成29年3月31日に改めるというその根拠も教えていただけますか。

議長（植原育雄君） 総務課長。

〔総務課長 飯島雅利君発言〕

総務課長（飯島雅利君） 齊藤議員の御質問に御説明申し上げます。

本則で1,500円、満額戻すのではなくて半額にしたということですが、特に大きな根拠はございませんが、報酬審議会等の意見を参考に半額という形にさせていただいております。

それから、2年間という期限ですけれども、行政改革大綱に基づきまして、期日が2年後になっておりますから、その関係で2年間で検討させていただきたいということでございます。

以上です。

議長（植原育雄君） ほかに質疑はありませんか。

11番、沓澤幸子議員。

〔11番 沓澤幸子君発言〕

11番（沓澤幸子君） 先ほどちょっと漏れていたと思うんですけれども、750円ですけれども、県内の実施している自治体、費用弁償を支給している自治体においてはどのくらいの額、平均はどのくらいなのか。それがあれば750円、ただ、報酬の審議会の意見というのも、審議されている方も県内の状況を示される中でこの額が妥当というふうに出てきたんでしょうから、県内の状況を少しお教えいただければというふうに思います。

議長（植原育雄君） 総務課長。

〔総務課長 飯島雅利君発言〕

総務課長（飯島雅利君） 県内全体の内容は承知してございませんけれども、近隣市町村でしたら、本庄市が2,000円、神川町はゼロ、美里町につきましては1,000円でございます。

議長（植原育雄君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（植原育雄君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

議長（植原育雄君） 5番、齊藤崇議員。

〔5番 齊藤 崇君発言〕

5番（齊藤 崇君） 議案第2号の件ですけれども、先ほどもちょっと質問させていただきましたが、この財政難の折にこのような形でこういうことを復活するということに対して、もう少し慎重に考えるべきではないかなというふうに思いまして、2号議案については反対いたします。

議長（植原育雄君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（植原育雄君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより、議案第1号 上里町長及び副町長の給与等の特例に関する条例及び上里町教育委員会教育長の給与等の特例に関する条例の一部を改正する条例についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（植原育雄君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

続いて、お諮りいたします。

これより、議案第2号 上里町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する特例条例及び上里町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する特例条例の一部を改正する条例についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（植原育雄君） 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

続いて、お諮りいたします。

これより、議案第3号 上里町一般職職員等の旅費の特例に関する条例の一部を改正する条例についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（植原育雄君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第10 町長提出議案第4号 上里町特別職議員報酬等審議会条例の一部を改正する条例について

議長（植原育雄君） 日程第10、町長提出議案第4号 上里町特別職議員報酬等審議会条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明及び議案の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 高野正道君発言〕

副町長（高野正道君） 議案第4号 上里町特別職議員報酬等審議会条例の一部を改正する条例について。

御提案申し上げました議案第4号 上里町特別職議員報酬等審議会条例の一部を改正する条例の提案説明を申し上げます。

提案理由でございますが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴い、所要の改正をしたいので、本案を提出するものでございます。

概要及び内容につきまして御説明申し上げます。

まず、概要についてでございますが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正により、教育長の身分が一般職から特別職へ変更となることに伴い、改正を行うものでございます。

続きまして、改正内容について御説明申し上げます。

第2条では、「町長及び副町長」を「町長、副町長及び教育長」に改めるものでございます。

最後に、附則についてでございますが、附則第1項では、施行期日を定めており、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行の日から施行するものでございます。

附則第2項では、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（平成27年4月1日）現在で、在職する教育長が任期中の場合は、改正後の規定は適用しないものと規定をしております。

以上で、上里町特別職議員報酬等審議会条例の一部を改正する条例の提案及び内容説明とさせていただきます。

慎重審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

議長（植原育雄君） これで提案理由の説明及び議案の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（植原育雄君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（植原育雄君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより、議案第4号 上里町特別職議員報酬等審議会条例の一部を改正する条例についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（植原育雄君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第11 町長提出議案第5号 上里町教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例について

議長（植原育雄君） 日程第11、町長提出議案第5号 上里町教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明及び議案の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 高野正道君発言〕

副町長（高野正道君） 議案第5号 上里町教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例について。

御提案申しあげました議案第5号 上里町教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例の提案説明を申しあげます。

提案理由でございますが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴い、所要の改正をしたいので、本案を提出するものでございます。

概要及び内容につきまして御説明申し上げます。

まず、概要についてでございますが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正により、教育長の身分が一般職から特別職へ変更となり、教育長の服務に関する職務専念義務の免除が追加されることに伴い、改正を行うものでございます。

続きまして、改正内容について御説明を申し上げます。

第1条では、「教育公務員特例法第16条第2項」を「地方自治法第204条第3項」に改める

ものでございます。

第5条では、第1項中「（地方教育行政の組織及び運営に関する法律第9条第1項各号（同法第4条第2項第1号及び公職選挙法第11条第1項第1号の規定に該当する場合を除く。）の規定に該当する場合を除く。以下同じ。）」及び「（地方公務員法第29条の規定に該当する場合を除く。以下同じ。）」を削るものでございます。

第7条では、「勤務時間等」を「勤務時間及び職務専念義務等」に改めるものでございます。この改正に伴いまして、教育長の服務に関する職務専念義務の免除に関する規定を教育委員会規則において定めることとなります。

最後に、附則についてでございますが、附則第1項では、施行期日を定めており、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行の日から施行するものでございます。

附則第2項では、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行日（平成27年4月1日）現在で、在職する教育長が任期中の場合は、改正後の規定は適用せず、改正前の規定の内容についてなお効力を有するものと規定をしております。

以上で、上里町教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例の提案及び内容説明とさせていただきます。

慎重審議の上、御議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長（植原育雄君） これで提案理由の説明及び議案の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（植原育雄君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（植原育雄君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより、議案第5号 上里町教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（植原育雄君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第12 町長提出議案第6号 上里町行政手続条例の一部を改正する条例について
議長（植原育雄君） 日程第12、町長提出議案第6号 上里町行政手続条例の一部を改正する
条例についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明及び議案の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 高野正道君発言〕

副町長（高野正道君） 議案第6号 上里町行政手続条例の一部を改正する条例について。
御提案申し上げました議案第6号 上里町行政手続条例の一部を改正する条例の提案説明を
申し上げます。

提案理由でございますが、行政手続法の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の改正をし
たいので、本案を提出するものでございます。

概要及び内容につきまして御説明申し上げます。

行政不服審査法関連三法の改正が平成26年6月13日に公布され、処分に関し国民が行政庁に
不服を申し立てる「不服申し立て」の制度について、公平性の向上、使いやすさの向上、
国民の救済手段の充実・拡大の観点から、制定後50年ぶりの抜本的な見直しが行われました。
関連三法の中の一つ、行政手続法の一部を改正する法律が平成27年4月1日から施行をされま
す。事後救済手続を定める行政不服審査法の改正とあわせて国民の権利利益の保護充実のため
の手続を整備する改正となっています。書面に具体的な事実を記載して一定の処分または行政
指導を求める制度や、違法な行政指導の中止等を求める制度などが整備をされます。

条例の改正内容について御説明を申し上げます。

まず、目次の改正でございます。「第4章 行政指導」と「第5章 届出」の間に、「第4
章の2 処分等の求め」を新たに追加いたします。あわせて、第3条中に記載されている「次
章から第4章まで」を「次章から第4章の2まで」に改めます。

次に、第33条ですが、新たな第2項を加え、改正前の第2項以降の項番を1項ずつ繰り下げ
ます。新たに加える第2項は、行政指導をする際、許認可またはそれに基づく処分をするとき
は、(1)根拠となる法令の条項、(2)その条項に規定する要件、(3)権限の行使が規定要件に適
合する理由を示さなければならないとしております。

続いて、第34条の2「行政指導の中止等の求め」を新たに追加をいたします。法令に違反す
る行為の是正を求める行政指導の相手方は、行政指導が法律又は条令に規定する要件に適合し
ないと思われるときは、行政指導をした町の機関に申し出て、行政指導の中止や必要な措置を
とることを求められるとしております。

第2項については、申出の際に提出しなければならない、申出書の記載事項の要件を定めて

おります。(1)申出をする者の氏名等及び住所等、(2)行政指導の内容、(3)行政指導が根拠とする法律又は条例の条項、(4)条項に規定する要件、(5)行政指導が要件に適合しないと思われる理由、(6)その他参考となる事項の6つを記載要件にしております。

第3項は、第1項の規定による申出があったときは、必要な調査を行い、行政指導が法律又は条例に規定する要件に適合しない場合は、行政指導の中止、必要な措置をとらなければならないとしております。

続きまして、第4章の2「処分等の求め」を新たに追加し、条文としては、第34条の3を追加いたします。同条は、法令に違反する事実がある場合に、その是正のためにされるべき処分又は行政指導がされていないと思われるときは、処分又は行政指導をする権限を有する行政庁や町の機関に対して、誰もが処分又は行政指導をすることを求めることができるとしております。

第2項は、その申し出をする際には、6つの事項を記載した申出書を提出しなければならないとしております。(1)申出をする者の氏名等及び住所等、(2)法令に違反する事実の内容、(3)処分又は行政指導の内容、(4)処分又は行政指導の根拠となる法令の条項、(5)処分又は行政指導がされるべきであると思われる理由、(6)その他参考となる事項としております。

第3項は、行政庁又は町の機関は、この申出があったときは、必要な調査を行い、必要があると認められるときは、処分又は行政指導をしなければならないとしております。

なお、附則として、1項では、施行期日を規定し、平成27年4月1日からの施行といたします。

また、2項及び3項では、この条例改正に伴い、上里町税条例と上里町国民健康保険税条例についても、所要の項番変更についての改正を行うものでございます。

以上で、上里町行政手続条例の一部を改正する条例の提案及び内容説明とさせていただきます。

慎重審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

議長（植原育雄君） これで提案理由の説明及び議案の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

5番、齊藤崇議員。

〔5番 齊藤 崇君発言〕

5番（齊藤 崇君） 行政手続条例の一部改正ということですが、一番上のほうにある抜粋した部分、目次中とあります。第4章云々とありますが、これは何回読んでも理解ができないというか、抜粋方法がまずいので、私としてはもう少し丁寧な表現というか、抜粋方法

をしてもらわないと、ちょっと理解に苦しんだ経緯があります。この辺について、この抜粋の記載をもう少し改善していただきたいと思います。よろしくをお願いします。

議長（植原育雄君） 総務課長。

〔総務課長 飯島雅利君発言〕

総務課長（飯島雅利君） 御説明申し上げます。

これは法制執務上の手続でこういった形式になってございます。多少わかりづらい面はございますが、新旧対照表で御確認いただければ、このような改正内容だということがわかると思いますので、よろしく願いいたします。

議長（植原育雄君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（植原育雄君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（植原育雄君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより、議案第6号 上里町行政手続条例の一部を改正する条例についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（植原育雄君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第13 町長提出議案第7号 上里町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について

議長（植原育雄君） 日程第13、町長提出議案第7号 上里町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明及び議案の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 高野正道君発言〕

副町長（高野正道君） 議案第7号 上里町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について。

御提案申し上げました議案第7号 上里町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の提案説明を申し上げます。

提案理由でございますが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正、町の消防団の団員の処遇改善のため、所要の改正をしたいので、本案を提出するものでございます。

概要及び内容につきまして御説明を申し上げます。

まず、概要についてでございますが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正により、教育委員長制度が廃止されることに伴い、委員長の報酬等を廃止するものでございます。また、町消防団の報酬につきまして、現行の機関員と団員の年の報酬額が地方交付税の算定基準額を下回っている状況でございます。住民の生命・身体・財産の保護という大きな使命のもと活動をされている非常勤の消防団員の処遇改善を行うことを国や県からも求められておりましたので、町の特別職議員報酬等審議会における審議の結果を踏まえまして、報酬額の引き上げの改定を行うものでございます。

さらには、平成26年9月定例会において、御議決いただきました上里町健康づくり推進協議会条例における健康づくり推進協議会委員の費用弁償が、今回の非常勤特別職全体の見直しを受けまして、保健センター所管の非常勤特別職である保健センター運営審議会委員と同じ金額の1,500円を支給できるように改正するものでございます。しかしながら、議案第2号において御議決をいただきました特例条例に基づきまして、この費用弁償についても、2年間は750円の支給とするものでございます。

続きまして、改正内容について御説明を申し上げます。

第1条では、別表中、教育委員会の部分で、委員長の報酬等と定めている項及び委員長代理の報酬等を定めている項を削り、教育委員会委員の報酬のみに改めるものでございます。

第2条では、同じく別表の中を改正いたします。「機関員2万7,000円、団員1万9,000円」の項を「団員3万6,500円」と改め、「健康づくり推進協議会委員」の項で、日額費用弁償の額の欄に「1,500円」を加えるものでございます。

最後に、附則でございますが、附則第1項では、施行期日を定めており、平成27年4月1日から施行といたします。

附則第2項は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（平成27年4月1日）現在で、在職する教育長が任期中の場合は、改正後の別表の規定は適用せず、改正前の別表の規定内容について、なお効力を有するものと規定をしております。

以上で、上里町特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の提案及び内容説明とさせていただきます。

慎重審議の上、御議決賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

議長（植原育雄君） これで提案理由の説明及び議案の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（植原育雄君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（植原育雄君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより、議案第7号 上里町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（植原育雄君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第14 町長提出議案第8号 上里町職員の給与に関する条例及び上里町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例について

議長（植原育雄君） 日程第14、町長提出議案第8号 上里町職員の給与に関する条例及び上里町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明及び議案の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 高野正道君発言〕

副町長（高野正道君） 議案第8号 上里町職員の給与に関する条例及び上里町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例について。

御提案申し上げました議案第8号 上里町職員の給与に関する条例及び上里町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例について提案説明を申し上げます。

初めに、提案理由でございますが、平成26年8月7日付の人事院勧告等及び同年10月16日付埼玉県人事委員会勧告等を踏まえ、平成26年第7回12月定例会に続き、職員の給与改定を実施したいので、所要の改正を行いたく本案を御提案申し上げるものでございます。

次に、改正概要を申し上げます。

本年の人事院勧告等における給与勧告では、平成26年第7回12月定例会で提出いたしました月例給、ボーナスともに7年ぶりの引き上げ改定とあわせて、平成27年度施行になります給与

制度の総合見直し勧告が実施をされました。総合見直しの内容といたしましては、地域の民間給与水準を踏まえた給料表水準の平均2%の引き下げ及び給料表の水準の引き下げに伴う地域手当の級地区分及び支給割合等の見直しとなっております。上里町における地域手当の級地区分については、従来どおり該当はございませんでした。

続きまして、条文概要の御説明を申し上げます。

まず、第1条といたしまして、上里町職員の給与に関する条例の一部を改正いたします。別表第3条関係の行政職給料表の改正となります。

続きまして、第2条といたしましては、上里町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正いたします。

第7条第1項では、第2条第1項で定めた高度の専門的な知識経験または優れた識見を有する者を一定期間活用することが特に必要な場合、あるいは専門的な知識経験を有する者を、期間を限って業務に従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要な場合に、採用した職員に適用となります給料表についての改定となります。

続きまして、第8条第1項では、第3条にあります一定の期間内に終了することが見込まれる業務や一定の期間内に限り業務量の増加が見込まれる業務に、期限を限って従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要な場合等に採用した職員及び第4条にあります一定の期間内に終了することが見込まれる業務や、一定の期間内に限り業務量が見込まれる業務、あるいは住民の方に対するサービスの提供時間の延長や繁忙時の提供体制の充実、さらに、当該提供体制等の維持のため、または介護休暇や部分休業中の職員の代替として採用した職員が適用となります給料表についての改定となります。

最後に、附則について御説明を申し上げます。

附則第1項については、施行期日の規定となります。平成27年4月1日からといたします。

附則第2項では、給料の切り替えに伴う経過措置といたしまして、切替日の前日から引き続き同じ給料表の適用を受ける職員で、切替日の給料月額が切替日の前日に受けていた給料月額に達しないこととなる場合については、平成30年3月31日までの間、給料月額のほかにその差額を給料として支給する旨の規定をしております。

続いて、附則第3項では、附則第2項に規定する職員を除く切替日の前日から引き続き給料の適用を受ける職員が、附則第2項に規定する職員と比較いたしまして、権衡上必要と認められる場合については、附則第2項の規定に準じて給料を支給する旨の規定といたしております。

続いて、附則第4項では、切替日以降に新たに給料表の適用を受けることになった職員については、任用の事情を考慮して、附則第2項の規定による給料を支給される職員と比較して権衡上必要と認められる場合については、附則第2項の規定に準じて給料を支給する旨の規定と

いたしております。

続いて、附則第5項については、附則第2項から第4項の規定による給料を支給される職員については、上里町職員の給与に関する条例第7条第2項の「その調整前における給料月額」とありますのを「その調整前における給料月額と附則第2項の規定による給料の額との合計額」とする旨の規定をしております。

続いて、附則第6項では、附則第2項から第5項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し、必要な事項は町長が別に定めるものとしております。

最後に、附則第7項ですが、平成18年上里町条例第16号上里町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正となります。

平成18年に実施をいたしました人事院勧告等に伴う給与構造改革により給与の切り替えに伴う経過措置を、平成28年3月31日で廃止する旨の規定となります。

以上をもちまして、上里町職員の給与に関する条例及び上里町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例についての提案及び内容説明とさせていただきます。

慎重御審議をいただきまして、御議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長（植原育雄君） これで提案理由の説明及び議案の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

11番、沓澤幸子議員。

〔11番 沓澤幸子君発言〕

11番（沓澤幸子君） 上里町の職員給与表なんですけれども、1級から6級、そして号給が縦にあるわけなんですけれども、今現在1級に該当する職員が何名、2級に該当する、全部6級まで該当職員の人数とパーセント。それと、例えば1級の中には何号から何号までの人が該当しているのか、2級においても同じです、6級まで何号までの人が該当しているのか。そして、今回の改正で、そこに到達しないで差額を支給される職員、そこに該当する方はそれぞれの等級において何人おられるのか、お願いをしたいというふうに思います。

議長（植原育雄君） 総務課長。

〔総務課長 飯島雅利君発言〕

総務課長（飯島雅利君） 1番目の質問につきましては、ちょっと時間をいただきたいと思います。

2番目の質問の職員への影響ということだと思っておりますけれども、これにつきましては、行政職1においては、課長給が8名、課長補佐級が7名、係長級が25名、主任級が10名、行政職2においては3名、合計53名の職員が対象となり、減給保障の対象となっております。

それから、1番目の質問の1級から6級までの人数と役職については、ただいま手元に資料がございませんので、後ほど御報告させていただきます。

議長（植原育雄君） ほかに質疑はありませんか。

11番、沓澤幸子議員。

〔11番 沓澤幸子君発言〕

11番（沓澤幸子君） 上里町の給料表はいつもいただいても非常に長くて終わりがなくらい、号給のほうがずっとあるんですけれども、大体それぞれの等級において、最高何号までを使っているのかなということがいつも疑問に思うんです。それで、各級における号給を教えてくださいなというふうに思っているわけです。

それと、今回差額に達しない人が53名ということでありまして、3年間の経過措置という中で、達しなくてもその差額分は支給されるということになるんだと思うんですけれども、3年間たてば号給も等級も変わり得るから、そのときには減額にならずに移行しますよということでしょうけれども、今回の改正で、最低の差額は幾らで、最高が幾らで、平均は幾らなのか、教えてくださいなと思います。

議長（植原育雄君） 総務課長。

〔総務課長 飯島雅利君発言〕

総務課長（飯島雅利君） 改定率の平均につきましては、2.4%となっております。それから、最高の減給保障額といいますと、約2万円程度が最高で、最低についてはちょっと手元に資料がございません。

議長（植原育雄君） ほかに質疑はありませんか。

5番、齊藤崇議員。

〔5番 齊藤 崇君発言〕

5番（齊藤 崇君） この中で、第7条の任期付職員の件と、第8条なんですけれども、これは先ほど提案理由の中で、人事院勧告及び埼玉県人事委員会勧告に準じということで、単純に改正前と改正後ですと、改正前より減額となっているわけですが、これはどういう方程式に当てはめて算出しているのか、教えてくださいな。

議長（植原育雄君） 総務課長。

〔総務課長 飯島雅利君発言〕

総務課長（飯島雅利君） これもやはり人事院勧告に基づく減額措置でございます。

議長（植原育雄君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（植原育雄君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

11番。沓澤幸子議員。

〔 1 1 番 沓澤幸子君発言 〕

1 1 番（沓澤幸子君） 議席番号11番、日本共産党の沓澤幸子です。

議案第 8 号 上里町職員の給与に関する条例及び上里町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例について、反対ですので、討論を行います。

人事院は、2014年 8 月、2014年度の給与を 7 年ぶりに0.27%、期末手当を0.15カ月引き上げると同時に、2015年度から平均 2 %の給与の引き下げを勧告しました。こうした勧告を受けて、12月の条例の一部改正では、初任給と若年層の基本給の引き上げや通勤手当の改善など、評価すべき点もありました。しかし、今回提案の一部改正では、職員の恒久的な賃下げとなる給与制度の総合的見直しの実施をもとに、上里町においては平均で2.4%もの賃下げが行われるというものです。

また、地域手当が引き上げられるようでありませけれども、上里町においては、この地域手当もゼロということですので、引き下げの影響しか受けないこととなります。公務員の賃金は、職務給の原則により全国共通であるはずですが、2005年の勧告で地域格差を生むこの地域手当が導入されたわけでありませ。今回の給与制度の総合的見直しは、この地域格差をさらに拡大するものになっています。

また、12月の見直しで若年層の基本給を引き上げた際にも、50代の給与の引き上げは据え置かれていたが、今回の給与の引き下げは、こうした中高年層ほど引き下げ幅が高くなっていくというふうに思います。高校生や大学生などを育てる年齢層にとって、たとえ 3 年間の据え置きがあったとしても、その後のことを考えると、その影響は深刻であり、労働者の賃金を引き上げることは結果的には地域経済にも大きく影響する深刻な問題としますので、今回のこの条例改正には反対であります。

議長（植原育雄君） ほかに討論はありませんか。

〔 「なし」の声あり 〕

議長（植原育雄君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより、議案第 8 号 上里町職員の給与に関する条例及び上里町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めませ。

〔 賛成者起立 〕

議長（植原育雄君） 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されませ。

暫時休憩いたします。

午前10時9分休憩

午前10時25分再開

議長（植原育雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第15 町長提出議案第9号 上里町保育所設置及び管理条例の一部を改正する条例について

議長（植原育雄君） 日程第15、町長提出議案第9号 上里町保育所設置及び管理条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明及び議案の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 高野正道君発言〕

副町長（高野正道君） 議案第9号 上里町保育所設置及び管理条例の一部を改正する条例について。

御提案申し上げました議案第9号 上里町保育所設置及び管理条例の一部を改正する条例について御説明を申し上げます。

提案理由でございますが、子ども・子育て支援法の施行及び同法施行に伴う児童福祉法の改正により、所要の改正をしたいので、本案を提出するものでございます。

概要及び内容について御説明を申し上げます。

子ども・子育て支援法の施行及びこれに伴う児童福祉法の改正において、保育の設置目的が「日々保護者の委託を受けて、保育に欠けるその乳児又は幼児を保育すること」から「保育を必要とする乳児・幼児を日々保護者の下から通わせて保育を行うこと」に改められ、また、児童福祉法で規定していた市町村の保育料の徴収根拠が削除されたことにより、改正の必要が生じたものでございます。

また、今回の改正にあわせて、文言等の整理を行うものでございます。

初めに、第1条及び第4条につきましては、「保育に欠ける」を「保育を必要とする」に改めます。

次の第2条では、見出しを含め、条文や表中の「収容定員」を「入所定員」に改めます。

次の第5条の各号において、「とき」の次に「。」（句点）を付します。

この改正は、号における文で最後が「とき」で終わるときは、「。」（句点）が必要なための改正でございます。

次の第6条については、子ども・子育て新制度による保育標準時間に合わせた開所時間への変更によるもので、見出しや条文中の「保育時間」を「開所時間」に改めまして、「午前8時30分から午後4時30分（土曜日にあつては、正午）」を「午前7時45分から午後6時45分」に改めるものでございます。

新しい条である2条を第7条の次に第8条及び第9条を加えまして、既存の第8条を第10条に繰り下げる改正を行います。

新規に加える第8条及び第9条につきましては、入所児童の扶養義務者に対して保育料を徴収する根拠及び保育料の減免について示した内容を規定しております。

附則につきましては、改正の施行期日を定めるもので、子ども・子育て支援法の施行の日から施行する旨の規定を定めております。

以上で、上里町保育所設置及び管理条例の一部を改正する条例についての提案及び内容説明とさせていただきます。

慎重審議をいただきまして、御議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長（植原育雄君） これで提案理由の説明及び議案の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

11番、沓澤幸子議員。

〔11番 沓澤幸子君発言〕

11番（沓澤幸子君） 第1条中の長年使ってきたこの「保育に欠ける」ということを「保育を必要とする」ということに改めることによって、いわゆる一人っ子で、近隣に同年齢のお友達がいないから集団保育を必要とすると。お母さんは短時間しか働いていないけれども、必要とする。そういうことも含めて、長時間労働ではなくても必要とすると、今までの「欠ける」よりも大きく捉えるというふうに解釈していいのかが1点です。

それと、9条ですけれども、「特に必要があると認めるとき」とありますけれども、この内容的にはどういうことを想定しているのか、お聞きしたいと思います。

議長（植原育雄君） 子育て共生課長。

〔子育て共生課長 坂本正喜君発言〕

子育て共生課長（坂本正喜君） 沓澤議員の御質問に御説明申し上げます。

先ほど議員のほうからも話がありましたけれども、今までは労働時間等ある程度時間数がないといけなかったんですけれども、今回は、町の過日12月議会で議決していただきましたように、48時間を超えていれば保育の必要性があるということで認められますので、そういう形で、従来よりかは短時間の労働の方も対象になってきている状況でございます。

それと、特に必要がある場合、認めるときの減額、9条につきましては、いろいろ想定はあるんですけども、火災とか、そういう状況があった場合とかも加味して、減額については含まれていると思います。

以上です。

議長（植原育雄君） ほかに質疑はありませんか。

11番、沓澤幸子議員。

〔 11番 沓澤幸子君発言 〕

11番（沓澤幸子君） 上里町は、今回条例で48時間という一番低いところを使っていたということなので、それはすごくいいことだなというふうに思っているんですけども、第9条においては、火災等とか、災害等というのは、誰でもわかることなんですけれども、特に町長が必要と認めるときの中に、例えば生活困窮、そうした項目が含まれるのかどうか、お尋ねしたいと思います。

議長（植原育雄君） 子育て共生課長。

〔 子育て共生課長 坂本正喜君発言 〕

子育て共生課長（坂本正喜君） 保育料の基準の中に、生活保護についてはゼロとか、階層によって分かれていますので、生活保護の方については一応無料という形になりますので、その他、軽減措置のひとり親家庭とかというのも規定の中に入っていますので、その辺はそういう形で軽減をしていくという形になると思います。

議長（植原育雄君） 11番、沓澤幸子議員。

〔 11番 沓澤幸子君発言 〕

11番（沓澤幸子君） 確かに保育料は所得に応じた保育料になっているわけですけども、しかしながら、上里町も滞納者がたくさんいるわけです。所得には応じていますけれども、本当に少ない所得で、これは払えないなというような下の階層の部分ではあるわけです。そういうところで、一応保育料は所得には応じているけれども、なおかつ生活実態にあわせて、いろいろな物価が上がったりしているわけですから、生活が困窮、悪徳では困りますけれども、そうでなくて本当に頑張って努力していても納められないという人が実際にいるわけですから、そういうところが対象になるのかどうか、再度お願いしたいと思います。

議長（植原育雄君） 副町長。

〔 副町長 高野正道君発言 〕

副町長（高野正道君） 第9条の保育料の減免の関係でございますけれども、基本的には、先ほど課長のほうから説明があったとおりでございます。保育料の徴収の基準の中に、所得に応じた階層区分が分かれておりまして、その中には、生活保護世帯からそれぞれ所得金額に応

じた階層の区分の中で保育料が設定をされているところでございます。

第9条では、減免ということで、特に町長が必要と認めた場合の想定としては、火災ですとか、また、そういう台風とか、そういった場合にいろいろな家庭の状況がそのときに大きく変わると。そういう場合については減免をする、減額をするという規定でございますので、生活困窮ということで、例えば保育料が払いたくても払えない状況のときに、この減免を全て、規定を準用して、その年だけ適応するというのは果たしてどうなのかなという感じもしているところでございます。

保育料については、負担の原則ということで、所得に応じて保育料が決まっているわけですから、その中でいろいろな家庭の事情の中で、保育料がなかなか納期に払えないという方については、今までも分割ですとか、また、少しずつとか、そういう形で応じていただいておりますので、その辺については御理解をしていただきたいと思います。

保育料の減免規定については、どのような形までできるかということについては、他の市町の状況ももう一度精査をする中で、研究はしてみたいと思っております。

議長（植原育雄君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（植原育雄君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（植原育雄君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより、議案第9号 上里町保育所設置及び管理条例の一部を改正する条例についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（植原育雄君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第16 町長提出議案第10号 上里町在宅重度心身障害者手当支給条例の一部を改正する条例について

議長（植原育雄君） 日程第16、町長提出議案第10号 上里町在宅重度心身障害者手当支給条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明及び議案の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 高野正道君発言〕

副町長（高野正道君） 議案第10号 上里町在宅重度心身障害者手当支給条例の一部を改正する条例について。

御提案申し上げました議案第10号 上里町在宅重度心身障害者手当支給条例の一部を改正する条例についての提案説明を申し上げます。

初めに、提案理由でございます。

特別児童扶養手当等の支給に関する法律が改正されたため、所要の改正を行いたく、本案を御提案申し上げるものでございます。

それでは、改正の内容を説明させていただきます。

この上里町在宅重度心身障害者手当は、単独事業で給付している療育手帳Bを所持している20歳未満者を除き、埼玉県補助を受けて実施しており、支給額は月額5,000円、町単独事業分は3,000円となっております。

改正箇所の条例第2条の2は、手当の支給制限を規定しており、条例第2条の2第1号の次に第2号を加えるものでございます。

改正理由ですが、特別児童扶養手当等の支給に関する法律第26条の2第1号の支給要件が身体障害者福祉法から障害者自立支援法の制定により、第1号と第2号に改正されたことによるもので、加える第2号とは、「障害者支援施設（生活介護を行うものに限る。）に類する施設で厚生労働省令に定めるものに入所しているとき。」と定めてあり、厚生労働省の省令とは、老人福祉法に規定する養護老人ホーム又は特別養護老人ホームのことを指しております。

なお、障害者自立支援法は、平成25年4月に「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に題名変更されております。

法律や県の補助要綱が改正されましたが、町ではそれに基づいた改正が行われていませんでしたので、事務根拠とする条例に矛盾が生じないように今回改正するものでございます。

以上で、上里町在宅重度心身障害者手当支給条例の一部を改正する条例の提案及び内容説明とさせていただきます。

慎重に御審議いただき、御議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長（植原育雄君） これで提案理由の説明及び議案の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

11番、沓澤幸子議員。

〔11番 沓澤幸子君発言〕

11番（沓澤幸子君） 御質問をお願いしたいんですけども、第2号を加えることによっ

て、現在の対象者と新たに増える対象者の人数をお願いします。

議長（植原育雄君） 町民福祉課長。

〔町民福祉課長 岸 智敏君発言〕

町民福祉課長（岸 智敏君） 沓澤議員さんの御質問について説明させていただきます。

現在の対象者が320名ほどでございます。もともと1つの条文にありましたものが総合・自立支援法で2つに分かれたということで、人数的には変わりはありません。対象が増えたとか、減ったとかということではなくて、あくまでももとの法律が1つのものが2つに分かれたということで、変更はございません。

以上です。

議長（植原育雄君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（植原育雄君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（植原育雄君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより、議案第10号 上里町在宅重度心身障害者手当支給条例の一部を改正する条例についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（植原育雄君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第17 町長提出議案第11号 上里町国民健康保険条例の一部を改正する条例について

議長（植原育雄君） 日程第17、町長提出議案第11号 上里町国民健康保険条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明及び議案の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 高野正道君発言〕

副町長（高野正道君） 議案第11号 上里町国民健康保険条例の一部を改正する条例について。

御提案申し上げました議案第11号 上里町国民健康保険条例の一部を改正する条例の提案説

明を申し上げます。

提案理由でございますが、退職者医療制度の改正に伴い、本案を提出するものでございます。概要及び内容につきまして御説明申し上げます。

初めに、概要でございますが、退職者医療制度の廃止に伴い、条文の一部を削除するものでございます。

続きまして、改正内容について御説明を申し上げます。

第2条の国民健康保険運営協議会の委員の定数のうち、第4号被用者保険等保険者を代表する委員2人を削除するものでございます。

国民健康保険運営協議会への被用者保険等保険者を代表する委員の参加は、昭和59年に創設された退職者医療制度の運営に関して、拠出者側の意見を反映するために設けられ、町の国民健康保険運営協議会でも全国健康保険協会埼玉支部及び埼玉県市町村職員共済組合の代表者の2名の方を委員として委嘱しているところでございます。

この退職者医療制度につきましては、被用者保険制度と国民健康保険制度との負担の公平性を図るため、現役世代に被用者保険に加入し、退職後、国民健康保険に加入された方の医療費は、全て本人と被用者保険の現役被保険者の負担により賄おうとするものでございます。

平成20年に後期高齢者医療制度や前期高齢者の医療費に係る財政調整制度など高齢者医療制度が創設されたことに伴い、退職者医療制度は、平成26年度までに退職被保険者等となった方が前期高齢者となるまでの経過措置とされたところでございます。

これに伴い、今まで退職者医療制度の運営に関して被用者保険等の保険者の意向を反映させるため、その組織を代表する委員を加えて、国民健康保険運営協議会を組織してきたところでございますが、その要件を満たさないこととなるため、改正するものでございます。

附則につきましては、施行期日を定めておりまして、平成27年4月1日からの施行とさせていただきます。

以上で、上里町国民健康保険条例の一部を改正する条例の提案及び内容説明とさせていただきます。

慎重審議の上、御議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長（植原育雄君） これで提案理由の説明及び議案の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（植原育雄君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（植原育雄君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより、議案第11号 上里町国民健康保険条例の一部を改正する条例についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（植原育雄君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第18 町長提出議案第12号 上里町介護保険条例の一部を改正する条例について

議長（植原育雄君） 日程第18、町長提出議案第12号 上里町介護保険条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明及び議案の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 高野正道君発言〕

副町長（高野正道君） 議案第12号 介護保険条例の一部を改正する条例について。

御提案申しあげました議案第12号 上里町介護保険条例の一部を改正する条例の提案説明を申し上げます。

提案理由でございますが、第6期介護保険事業計画の策定に伴い、平成27年度から平成29年度までの介護保険第1号被保険者保険料見直しと、介護予防・日常生活支援総合事業の開始日を定めるため、あわせて文言等整理のため、所要の改正をしたいので、本案を提出するものでございます。

初めに、概要につきまして御説明を申し上げます。

第3条第1項につきましては、第6期介護保険事業計画の策定に伴い、平成27年度から平成29年度までの3年間の要介護認定者と介護サービス量にあわせて高齢者人口の伸び等を勘案した上で介護給付費を推計し、第1号被保険者の介護保険料の見直しをするものでございます。

また、附則の第8条につきましては、平成27年4月施行の改正介護保険法に新たに位置づけられる介護予防・日常生活支援総合事業の事業開始日については、移行に係る準備期間が必要なことを踏まえ、平成29年4月まで猶予することができるものとされております。上里町では、要支援者に対する効果的かつ効率的な支援を可能にするための生活支援体制整備を進めるため、介護予防・日常生活総合事業を平成28年3月31日まで行わないとするものでございます。

また、今回の一部改正とあわせまして、文言等の整理を行うものでございます。

それでは、改正条文の内容について御説明を申し上げます。

介護保険の保険料率を規定しております第3条第1項を改めるものでございます。

介護保険法施行令の第38条の規定に基づきまして、住民税の世帯又は本人の課税若しくは非課税の区分に応じ、8段階の所得段階による保険料の算定基準が設定されておりましたが、第6期介護保険事業計画における介護保険料の見直しに伴い、9段階の区分に改正をいたします。

平成27年度から平成29年度までの各年度における保険料率を、第1号から第9号まで規定し、第1号は2万7,900円、第2号及び第3号は4万1,800円、第4号は5万200円、第5号は5万5,800円、第6号は6万6,900円、第7号は7万2,500円、第8号は8万3,700円、第9号は9万4,800円と規定をしております。

なお、第1号から第3号までは、生活保護被保護者や世帯全員が町民税の非課税となっている方が対象となり、所得区分が設けられております。

第4号及び第5号は、町民税が課税されている方がいる世帯で、本人は町民税が非課税となっている方が対象となり、こちらも所得区分があります。なお、第5号が基準額となっております。

第6号から第9号までは、本人が町民税の課税対象となっており、所得に応じた区分となっております。

第4条第1項では、「閏年」を平仮名表記の「うるう年」に改め、同条第2項中「場合において」の次に「、」（読点）を加える改正でございます。

第5条第1項から第3項までの規定は、「月割り」を送り仮名がない「月割」に改正でございます。

第8条第2項中「閏年」を平仮名表記の「うるう年」に改正するものでございます。

附則第5条中「同じ」の次に「。」（句点）を加える改正でございます。

第4条から附則第5条までの改正は、文言整理のための改正でございます。

附則に関する改正でございますが、地域全体で、高齢者が安心して暮らすことができ、自立生活を送れるようにするための支援を市町村が実施するための準備期間を設けるための経過措置として、本条例の制定附則の第7条の次に新たに第8条を加えるものでございます。

準備期間といたしましては、平成27年4月1日から平成28年3月31日の1年間を猶予としており、平成28年4月1日から介護予防・日常生活支援総合事業を開始するものでございます。

最後に、附則についてでございますが、平成27年4月1日から施行するものでございます。

以上で、上里町介護保険条例の一部を改正する条例の提案及び内容説明とさせていただきます。

慎重審議の上、御議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長（植原育雄君） これで提案理由の説明及び議案の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

5番、齊藤崇議員。

〔5番 齊藤 崇君発言〕

5番（齊藤 崇君） この条例の中にあります第1号被保険者ですが、本町においてはどのくらいの数なのかを教えてください。

議長（植原育雄君） 高齢者いきいき課長。

〔高齢者いきいき課長 小暮秀夫君発言〕

高齢者いきいき課長（小暮秀夫君） 平成27年3月5日現在でございますけれども、7,148人でございます。

議長（植原育雄君） ほかに質疑はありませんか。

11番、沓澤幸子議員。

〔11番 沓澤幸子君発言〕

11番（沓澤幸子君） この間、全協の中で示していただいた総数でありますと、計算上7,376人で示されていたわけですがけれども、この区分が今までの第5期の1と2が1にあわさったりした部分というのは納得ができるわけですがけれども、本人が住民税課税世帯のところ、今までだと125万円の区切りだったところが120万円で区切られて、そうしたことによって、120万円から125万円未満の5万円の方たちの上げ幅が非常に大きくなってしまったのではないかなというふうに思うわけですがけれども、この間、新聞等を読んでいますと、本来ですと、国は消費税を増税するに当たって、この財源を使って低所得者の保険料の軽減をしていく。例えば第1階層については、基準額の0.3を目指していたわけですがけれども、それが消費税増税の10%がこの経済悪化で先送りされたことによって実施しない。でも、その実施が0.4というふうに聞いているんです。そして、消費税を10%に今後引き上げるというふうに言っています。そのときになったら、従来どおり示していた0.3にするけれども、今回の実施に当たっては0.4というふうに聞いていますけれども、その辺はどうでしょうか。

議長（植原育雄君） 高齢者いきいき課長。

〔高齢者いきいき課長 小暮秀夫君発言〕

高齢者いきいき課長（小暮秀夫君） 沓澤議員の御質問に御説明させていただきます。

国では3月下旬に政令の改正をする予定でございますが、第1段階の基準額につきましては、現在0.5でございますけれども、こちらは0.45ということで政令改正を行う予定となっております。

以上です。

議長（植原育雄君） 11番、沓澤幸子議員。

〔11番 沓澤幸子君発言〕

11番（沓澤幸子君） わかりました。ではまだそれは今後ということとだと思えます。

それで、私はお尋ねしたいのは、全世帯が非課税という方においては、もうとにかく全世帯が非課税ですから、本当に苦しいわけでありませぬけれども、世帯の中に課税者がいる場合においては、世帯の課税の幅によってかなり本当に苦しい、課税でもわずかしか課税されていない場合においては非常に苦しいし、すごい課税されている世帯の方と住んでいれば大したことはないよということになるかもしれないわけですが、上里町の7,376人、今現在時点では7,148人ということでありませぬけれども、ひとり暮らしの方が何人、または高齢者のみ世帯が何人、家族と生計をともにしている方が何名なのか教えていただきたいと思えます。

議長（植原育雄君） 高齢者いきいき課長。

〔高齢者いきいき課長 小暮秀夫君発言〕

高齢者いきいき課長（小暮秀夫君） 沓澤議員の御質問に説明をさせていただきます。

平成26年5月現在でございますけれども、65歳以上の単身の高齢者世帯数につきましては1,339世帯、65歳以上の高齢者世帯につきましては1,037世帯、その他の世帯数といたしまして9,739世帯、総世帯数で1万2,115世帯でございます。

議長（植原育雄君） ほかに質疑はありませんか。

11番、沓澤幸子議員。

〔11番 沓澤幸子君発言〕

11番（沓澤幸子君） かなりの比率で家族と生活をしているという状況だなということがわかりました。それで少しは安心したわけですが、今回の値上げ、例えば第1階層の方ですと、年額では1,400円の値上げ、これが133人ですから掛けていく。そういうふうにして計算した場合に、全体の値上げ幅は4,709万800円ということだと思えます。私は一般会計からこのお金がなぜ出せないのか。4,700万円のお金を一般会計から投入すれば、今、年金は下がっていますし、医療費は上がっています。消費税も上がりました。そういう中で、介護保険まで上げられたら、本当に暮らしが大変と、そういう実態だと思うんですが、そういうことの試算はされたのかどうか、お尋ねしたいと思えます。

議長（植原育雄君） 副町長。

〔副町長 高野正道君発言〕

副町長（高野正道君） 今回介護保険料が前回から見ると上がったわけですが、これはアンケート等を取りまして、介護保険を希望する内容について積算をいたしまして、

それらを受けて介護保険料を改定したところでございます。

毎回一般会計から繰り入れできないかという御質問をいただいているところでございますけれども、基本的には介護保険制度については、40歳以上の方が負担する保険料と公費で賄う相互扶助制度となっているところでございます。その中で、国や県、町、そして保険料という形で個々の役割を踏まえていただいて実施をするという保険制度でございます。国民健康保険については、いろいろな過大化する中でやむを得ず一般会計からの持ち出しをしているところでございますけれども、これについても、町のほうとして積極的に一般会計から持ち出しをしようという考え方でやっているわけではございません。

介護保険制度については、国や県の負担率をもう少し上げてもらいたいという要望はいつもの町としても出しているところでございますけれども、相互扶助の中でこういったものを維持していくことがこれからの高齢化社会の中で必要なものではないかなというふうに考えているところでございます。現段階で一般会計から四千何百万円ということでございますけれども、そういったものを負担するという事は、今の段階では考えていないということでございます。

議長（植原育雄君） ほかに質疑はありませんか。

5番、齊藤崇議員。

〔5番 齊藤 崇君発言〕

5番（齊藤 崇君） この介護保険料の設定ですけれども、税金で50%、保険料で50%というふうな割合になっているわけですが、先ほど言った第1号被保険者が、その割合を見ると、50%のうちの21%程度と、第2号保険者の割合が、平成26年度で29%ということになっているようですけれども、これが10年後とか20年後、この比率というのは変わらないんでしょうか、お尋ねします。

議長（植原育雄君） 高齢者いきいき課長。

〔高齢者いきいき課長 小暮秀夫君発言〕

高齢者いきいき課長（小暮秀夫君） 齊藤議員の御質問に御説明をさせていただきます。

先ほど議員がおっしゃられたとおりでございますけれども、第5期につきましては、第1号被保険者が21%、第2号被保険者が29%でございますけれども、第6期につきましては、第1号被保険者が22%、第2号被保険者が28%ということでございます。この計算につきましては、1号被保険者と2号被保険者の保険者数によって比率が変わるということになっているというふうに思っております。ですから、当然2号被保険者の数が減れば、1号被保険者の負担率が増えるというふうな形になると思います。

以上です。

議長（植原育雄君） ほかに質疑はありませんか。

副町長。

〔副町長 高野正道君発言〕

副町長（高野正道君） ちょっと補足させていただきますけれども、介護保険制度、今齊藤議員おっしゃられたとおり、今後、超高齢化社会の中で介護保険の需要についても大きく高まってくると思います。その予算を国を挙げて、国・県・町ということで、町村がもっていくわけでございますけれども、そういうことになりますと、負担率についても、当面は今回の策定計画の中ではこの人数でやっているわけでございますけれども、今後はこの中で大きな枠での社会保障制度、そういった議論の中で、こういった介護保険のあり方についても当然議論をしていく必要はあるのではないかなというふうに考えているところでございます。

議長（植原育雄君） ほかに質疑はありませんか。

11番、沓澤幸子議員。

沓澤議員に申し上げます。本件に関する発言、既に3回に及んでおります。会議規則の第55条ただし書きの規定によって、簡潔をお願いいたします。

〔11番 沓澤幸子君発言〕

11番（沓澤幸子君） はい。

アンケートをとって積算したという答弁を先ほどいただいたんですけれども、アンケートのどういう項目をもとに立てたのかなということをお尋ねしたいと思ったんです。それで、アンケートでは、毎回保険料を上げないで現状維持とか、サービスをよくするために保険料を上げても構わないという項目があったと思うんですけれども、その辺のところを確認したいというふうに思います。

議長（植原育雄君） 高齢者いきいき課長。

〔高齢者いきいき課長 小暮秀夫君発言〕

高齢者いきいき課長（小暮秀夫君） 沓澤議員の御質問に御説明させていただきます。

アンケートという形でございますけれども、事業量でございますので、事業をどのくらい実施する、給付額にということになるんでございますけれども、そちらに基づきまして、積算をさせていただいたという形でございます。

議長（植原育雄君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（植原育雄君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

11番、沓澤幸子議員。

〔11番 沓澤幸子君発言〕

11番（沓澤幸子君） 11番、日本共産党の沓澤幸子です。

議案第12号 上里町介護保険条例の一部を改正する条例について、反対の討論を行います。

今回の一部改正の中心となっているのは、第6期介護保険計画に当たり、今後3年間の第1号被保険者の保険料の変更をすることです。今回の改定は、基準額で月額4,430円から4,650円、年額では5万3,100円から5万5,800円と増額する内容となっています。その差額は月220円、年2,700円の増額です。3年ごとの見直しのたびに保険料の値上げが当たり前のように行われ、高齢者の暮らしを直撃しています。

今回は、所得の階層区分を7区分から9区分に広げたわけですが、消費税増税の財源の一部を使って、低所得者の保険料の軽減を行うと言っていたことも先延ばしとなったため、所得階層区分を増やしても低所得者の負担軽減はなく、全階層において負担増となっています。特に第5期で5階層であった方のうち、前年度の合計所得金額が120万円以上125万円未満の方においては、区分けが125万円から120万円に変わったため、5万円の差で6段階と7段階に分かれました。そのため、月額1,172円、年額1万4,100円の大幅な値上げとなっています。

介護サービス計画に基づいた予算を確保するための保険料ではなくて、事業量をもとに積算すれば、このように見直しのたびに高齢者が増えるわけですから、保険料の値上げとなってしまいます。払える保険料、払い切れる保険料にしていく、この第1号被保険者の生活を考えた立場での保険料のあり方が必要ではないでしょうか。

一般会計からの繰り入れは国もだめとは言っていないんです。自治体の裁量に任されています。今、年金が減り、消費税が増税されて本当に暮らしが大変です。せめて値上げをせずに据え置く、そのための財源として必要なお金は4,709万800円です。財政調整基金の一部を取り崩せばこの値上げを抑えることはできるというふうに考え、今回の一部改正には反対です。

議長（植原育雄君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（植原育雄君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより、議案第12号 上里町介護保険条例の一部を改正する条例についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（植原育雄君） 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第19 町長提出議案第13号 上里町勤労者総合文化センター設置及び管理条例の一部を改正する条例について

議長（植原育雄君） 日程第19、町長提出議案第13号 上里町勤労者総合文化センター設置及び管理条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明及び議案の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 高野正道君発言〕

副町長（高野正道君） 議案第13号 上里町勤労者総合文化センター設置及び管理条例の一部を改正する条例について。

御提案申し上げました議案第13号 上里町勤労者総合文化センター設置及び管理条例の一部を改正する条例について提案説明を申し上げます。

提案理由でございますが、「上里町勤労者総合文化センター」の施設名称を「上里町総合文化センター」に変更するため、本案を提出するものでございます。

当該施設は、施設名称に「勤労者」が明記されておりますが、設置の目的は、町民の交流と文化教養の向上を図るために設置された施設であり、実態につきましても、広く町民の方に利用していただいております。

このたび、当該施設の利用状況に照らして、名称を変更することにより、利用者がわかりやすい名称となり、これにより多くの人に文化教養の施設として認知していただき、今後の事業の推進を図っていくものでございます。

以上で、上里町勤労者総合文化センター設置及び管理条例の一部を改正する条例について提案及び内容説明とさせていただきます。

慎重審議の上、御議決賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

議長（植原育雄君） これで提案理由の説明及び議案の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（植原育雄君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（植原育雄君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより、議案第13号 上里町勤労者総合文化センター設置及び管理条例の一部を改正する条例についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（植原育雄君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第20 町長提出議案第14号 上里町営住宅条例の一部を改正する条例について

議長（植原育雄君） 日程第20、町長提出議案第14号 上里町営住宅条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明及び議案の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 高野正道君発言〕

副町長（高野正道君） 議案第14号 上里町営住宅条例の一部を改正する条例について。

御提案申し上げました議案第14号 上里町営住宅条例の一部を改正する条例の提案説明を申し上げます。

提案理由でございますが、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律等の一部改正に伴い、またあわせて文言整理を行うため、所要の改正をしたいので、本案を提出するものでございます。

それでは、一部改正の内容を御説明申し上げます。

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律及び母子及び寡婦福祉法の改正に伴い、法を引用している上里町営住宅条例の一部を改正するものでございます。

昨年9月議会において御議決いただきました上里町重度心身障害者医療費支給に関する条例の一部を改正する条例等の改正趣旨と同様に、「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」が「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」に法律名が変わったことに伴う改正と、「母子及び寡婦福祉法」が「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に法律名が変わったことに伴う改正で、母子及び寡婦福祉法の改正につきましては、ひとり親家庭への支援強化といたしまして、母子家庭に父子家庭も給付金等の支援対象に加えるための改正でございます。

また、今回の改正にあわせまして、条例中の文言の整理を行うものでございます。

改正点について条文の御説明を申し上げます。

入居者の資格を規定しております第6条ですが、同条第1項第1号オ中「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」に特定配偶者を加えた「中国残

留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」に改めるものでございます。

入居予定者の選定の特例を規定しております第10条ですが、同条第1項第2号中、引用法律の「母子及び寡婦福祉法」に「父子」を加えました「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に改め、第6条第1項の次に「又は第2項」を加え、「女子」を「者」に改めるものでございます。

第18条第4項及び第56条第1項から第4項までの合計5カ所は、「手続き」を送り仮名のない「手続」に改めるものでございます。こちらの改正につきましては、「てつづき」は送り仮名を用いなくて漢字表記すべき言葉を法律上使用するため、文言整理を行うものでございます。

第24条第2項、第43条第1項第3号及び第60条第1項第3号の合計3カ所は、「き損」を漢字表記の「毀損」に改めるもので、こちらの改正は、常用漢字表に基づき漢字で表記する用語のための文言整理でございます。

第34条第1項中「明け渡した場合」及び「明け渡しの日」をそれぞれ送り仮名のない「明渡し」に文言整理を行うものでございます。

第35条中「この場合において」を「、」（読点）を加えた「この場合において、」に改めるもので、接続詞の後には「、」（読点）が必要なため、修正するものでございます。

第37条第3項中「窃用」を「盗用」に改めるもので、「法令における漢字使用等について」と題する内閣訓令により、「窃用」という言葉を法令では使用しないため、文言整理を行うものでございます。

施行期日につきましては、公布の日から施行といたします。

以上で、上里町営住宅条例の一部を改正する条例の提案及び内容説明とさせていただきます。慎重審議の上、御議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長（植原育雄君） これで提案理由の説明及び議案の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（植原育雄君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（植原育雄君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより、議案第14号 上里町営住宅条例の一部を改正する条例についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（植原育雄君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第21 町長提出議案第15号 上里町歯科口腔保健の推進に関する条例について

議長（植原育雄君） 日程第21、町長提出議案第15号 上里町歯科口腔保健の推進に関する条例についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明及び議案の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 高野正道君発言〕

副町長（高野正道君） 議案第15号 上里町歯科口腔保健の推進に関する条例について。

御提案申し上げました議案第15号 上里町歯科口腔保健の推進に関する条例の提案説明を申し上げます。

提案理由でございますが、歯科口腔保健の推進に関する法律に基づき、町が行う歯科口腔保健の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、町民の生涯にわたる健康の保持及び増進に寄与するため、本案を提出するものでございます。

概要及び内容につきまして御説明を申し上げます。

初めに、概要についてでございますが、歯科疾患の予防等による口腔の健康の保持の推進の基本理念を定め、歯科口腔保健の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、健康の保持及び増進を目的とするものでございます。

続きまして、条文の内容について御説明を申し上げます。

第1条は目的、本条例の目的に関する規定を定めております。

第2条は基本理念、歯科口腔保健の推進に関する施策を推進していく上での基本理念を規定し、第1号から第3号まで定めております。

第1号は、歯科疾患への早期発見、早期治療について規定をしております。

第2号は、適切かつ効果的に歯科口腔保健を推進することについて規定をしております。

第3号は、保健、医療、福祉等の関係者の協力のもと、総合的に歯科口腔保健を推進することについて規定をしております。

第3条は、町の責務で、町の責務として歯科口腔保健の推進に関する施策を設定し、実施するものと規定をしております。

第4条は、歯科医師や歯科衛生士などの歯科医療等業務従業者の責務で、歯科医療等業務従業者の責務として、町が行う歯科口腔保健の推進に関する施策に協力するよう努めなければな

らないとする努力規定を定めております。

第5条は、保健、医療、福祉、教育等の関係者の役割で、保健、医療、福祉、教育等の関係者の役割として、こちらも町が行う歯科口腔保健の推進に関する施策に協力するよう努めるものとする努力規定を定めております。

第6条は、事業者の役割で、事業者の役割として、雇用する従業員の歯科口腔保健に関する取り組みの推進に努めるものとする努力規定を定めております。

第7条は、町民の役割関係で、町民の役割として歯科口腔保健に関し、定期的に歯科検診を受けたり、必要に応じて歯科保健指導を受けるなどの努力規定を定めております。

第8条は、施策の実施で、歯科口腔保健を計画的に推進していくための必要な施策の実施について、第1号から第8号まで定めております。

第1号は、妊娠期におけるもの、第2号は、乳幼児期、学齢期におけるもの、第3号は、成人期におけるもの、第4号は、8020運動や高齢期におけるもの、第5号は障害のある方や介護を必要とする方に対するもの、第6号は、科学的根拠によるもの、第7号は、情報収集や普及啓発に関するもの、第8号は、第1号から第7号以外の歯科口腔保健に必要な施策を各号で規定をしております。

第9条は、財政上の措置関係で、町の財政上の措置に関する規定を定めております。

第10条は、委任関係で、本条例以外に必要な事項は、町長が別に定めることを規定しております。

附則につきましては、平成27年4月1日を施行日としております。

以上で、上里町歯科口腔保健の推進に関する条例の提案及び内容説明とさせていただきます。慎重審議の上、御議決賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

議長（植原育雄君） これで提案理由の説明及び議案の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

9番、納谷克俊議員。

〔9番 納谷克俊君発言〕

9番（納谷克俊君） 議案第15号ということで、歯科口腔保健の推進に関する条例、非常にありがたいなと思っております。

最後、条例で、規則等に委任するわけですけれども、この条例では現在大枠の部分に関してうたっておりますが、具体的な部分で規則等の制定の準備等は進めていらっしゃるのでしょうか。

議長（植原育雄君） 健康保険課長。

〔健康保険課長 関口 静君発言〕

健康保険課長（関口 静君） 納谷議員の質問に対して御説明いたします。
規則等については、今後検討しながら制定していく予定でございます。

議長（植原育雄君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（植原育雄君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。
これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（植原育雄君） ないようですので、これで討論を終了いたします。
これより、議案第15号 上里町歯科口腔保健の推進に関する条例についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（植原育雄君） 起立全員であります。
よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第22 町長提出議案第16号 上里町公の施設の指定管理者の指定について

日程第23 町長提出議案第17号 上里町公の施設の指定管理者の指定について

議長（植原育雄君） 日程第22、町長提出議案第16号 上里町公の施設の指定管理者の指定についての件、日程第23、町長提出議案第17号 上里町公の施設の指定管理者の指定についての件、以上の2件を会議規則第37条の規定により一括議題といたします。

提出者から提案理由の説明及び議案の説明を求めます。

なお、議案第16号から議案第17号までの説明を求めます。

副町長。

〔副町長 高野正道君発言〕

副町長（高野正道君） 議案第16号、議案第17号 上里町公の施設の指定管理者の指定について。

御提案申し上げました議案第16号、議案第17号 上里町公の施設の指定管理者の指定について提案説明を申し上げます。

提案理由でございますが、上里町総合文化センター、上里町老人福祉センターを指定管理者による管理を行うため指定管理者を指定したいので、本案を提出するものでございます。

概要及び内容につきまして御説明を申し上げます。

初めに、上里町総合文化センターは、平成25年4月から2年間を指定期間として指定管理者による管理運営を行っておりますが、本年3月末で指定期間満了を迎えることとなります。

引き続き、指定管理者による管理運営を継続的で安定的な実施を図るため、指定期間を上里町指定管理者制度導入指針に基づき3年間とし、平成27年度から平成29年度までの指定管理者の指定を行うものでございます。

上里町総合文化センターは、今回で8回目の指定となりますが、施設の性格、規模、機能を考慮し、設置目的を効果的に達成するため、地域活力を利用した管理を行うことで事業効果が期待できることから、上里町公の施設に係る指定管理者の手續等に関する条例第5条第1項の規定により、公募によらない指定管理者の候補者選定方法を採用したところでございます。

選定でございますが、町が出資しております一般財団法人上里町文化振興協会を候補予定者といたしました。理由につきましては、当該財団は、平成26年4月より一般財団法人に移行し、町の文化振興を担う公的団体として活動を展開しており、これまでの管理運営実績に加え、平成27年度以降は、一般財団法人上里町文化振興協会・行動計画に基づき、より積極的な事業の推進ができることを踏まえ、今後3年間の管理運営について協議を行い、その結果、指定管理者の候補者として選定をいたしました。

次に、上里町老人福祉センターにつきましても、平成25年4月より、指定管理者であります社会福祉法人上里町社会福祉協議会によって管理運営を行っておりますが、本年3月末に指定期間が満了となります。

こちらにつきましても、引き続き指定管理者による管理運営を継続的で安定的な実施を図るため、平成27年度から平成29年度までの3年間の指定管理者の指定を行うものでございます。

指定管理者の選定に当たりましては、上里町総合文化センターの場合と同様に、地域活力を生かした管理運営が期待されることから、上里町公の施設に係る指定管理者の手續に関する条例第5条第1項の規定に基づき、公募によらない指定管理者の候補者選定方法を採用したところでございます。

選定では、公共的団体であります社会福祉法人上里町社会福祉協議会を候補予定者として、これまでの管理運営実績を踏まえ、今後3年間の管理運営について協議を行い、その結果、指定管理者の候補者として選定をいたしました。

つきましては、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決をお願いするものでございます。

以上で、上里町公の施設の指定管理者の指定について、提案及び内容説明とさせていただきます。

慎重審議の上、御議決賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

議長（植原育雄君） これで提案理由の説明及び議案の説明を終わります。
これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。
質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（植原育雄君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。
これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（植原育雄君） ないようですので、これで討論を終了いたします。
これより、議案第16号 上里町公の施設の指定管理者の指定についての件を起立により採決
いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（植原育雄君） 起立全員であります。
よって、本案は原案のとおり可決されました。
続いて、お諮りいたします。

これより、議案第17号 上里町公の施設の指定管理者の指定についての件を起立により採決
いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（植原育雄君） 起立全員であります。
よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第24 町長提出議案第18号 上里町道路線の認定について

議長（植原育雄君） 日程第24、町長提出議案第18号 上里町道路線の認定についての件を
議題といたします。

提出者から提案理由の説明及び議案の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 高野正道君発言〕

副町長（高野正道君） 議案第18号 上里町道路線の認定について
議案第18号 上里町道路線の認定についての提案説明を申し上げます。

提案理由でございますが、開発行為に伴う位置指定道路の寄附について、上里町道路線の認
定をたく、本案を提出するものでございます。

上里町道路線の認定につきましては、2路線が開発行為に伴う位置指定道路の寄附によるものでございます。詳細につきましては、お手元に配付をいたしました認定路線調書のとおりとなっております。

以上をもちまして、上里町道路線の認定についての提案及び内容説明とさせていただきます。慎重審議の上、御議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長（植原育雄君） これで提案理由の説明及び議案の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（植原育雄君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（植原育雄君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより、議案第18号 上里町道路線の認定についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（植原育雄君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第25 町長提出議案第19号 財産の取得について

議長（植原育雄君） 日程第25、町長提出議案第19号 財産の取得についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明及び議案の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 高野正道君発言〕

副町長（高野正道君） 議案第19号 財産の取得について。

議案第19号 財産の取得についてですが、地方自治法第96条第1項第8号及び上里町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定によりまして、議会の議決を求めるものでございます。

1 取得しようとする財産につきましては、上里町大字黛97番地1外235筆の上里ゴルフ場
地内でございます。

2 地積につきましては、9万1,551.41平方メートルでございます。

3 取得財産の価格は、1億5,412万2,332円でございます。

4 契約の相手方は、契約件数61件、契約人数61人でございます。

提案理由でございますが、児玉都市計画緑地1号上里町烏川・神流川総合運動公園（上里ゴルフ場）整備事業に係るゴルフ場用地を取得いたしたく、本案を提出するものでございます。

概要及び内容について御説明を申し上げます。

上里ゴルフ場は、昭和61年9月30日、児玉都市計画緑地として都市計画決定された上里町烏川・神流川総合運動公園内に位置をしております。

平成21年4月に、それまでのゴルフ場施設管理者であった埼玉県企業局から上里町に施設が譲渡されたことを受けて、町は施設を管理してまいりました。

都市緑地として都市計画決定された都市公園であり、権限取得が原則であること及び借地継続による財政負担を踏まえ、児玉都市計画緑地事業1号上里町烏川・神流川総合運動公園の県知事の認可を受けて用地取得をするものであり、公営ゴルフ場として住民の憩いの場、地域活性化につながる施設として適切に維持管理・安定運営していくものでございます。

土地所有者の意向を踏まえ、61名の権利者より、コース部8万4,491.07平方メートル、クラブハウス7,060.34平方メートルの合計9万1,551.41平方メートルを1億5,412万2,332円で取得するものでございます。

土地の詳細につきましては、議案書の34ページから38ページ記載の別記一覧表のとおりとなっております。

以上をもちまして、財産の取得についての提案及び内容説明とさせていただきます。

慎重審議の上、御議決賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

議長（植原育雄君） これで提案理由の説明及び議案の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

9番、納谷克俊議員。

〔9番 納谷克俊君発言〕

9番（納谷克俊君） 先日全協で詳細な御説明はいただいたわけなんですけれども、今回の取得によってクラブハウス分とコース分の町有地になる割合、地権者ベースではなく地積ベースで教えていただければと思います。お願いいたします。

議長（植原育雄君） まち整備環境課長。

〔まち整備環境課長 強矢 賢君発言〕

まち整備環境課長（強矢 賢君） 納谷議員の御質問に御説明申し上げます。

今回の上里ゴルフ場の契約によりまして、コース部で約18%、クラブハウス部で49%の面積

割合が取得されるということになります。合計ですと、参考までに19%というような面積割合でございます。

以上です。

議長（植原育雄君） ほかに質疑はありませんか。

9番、納谷克俊議員。

〔9番 納谷克俊君発言〕

9番（納谷克俊君） 今御説明いただいたのは、今回の取得でということですか。今までの分も含めて町有地の割合がどのくらいになるかわかればと思うんですが、お願いいたします。

議長（植原育雄君） まち整備環境課長。

〔まち整備環境課長 強矢 賢君発言〕

まち整備環境課長（強矢 賢君） 当該までの過去の用地取得分まで手元にありませんが、恐らく1%いかないくらいの面積しか取得しておりませんので、ほぼこのとおり、先ほどお答えした約2割と、そんな程度だというふうに理解しております。

議長（植原育雄君） ほかに質疑はありませんか。

9番、納谷克俊議員。

〔9番 納谷克俊君発言〕

9番（納谷克俊君） すみません、質問の仕方がまずかったです。既に取得済みという企業局から譲渡されたときの分も含めてで、全てのコースとクラブハウス分の町有地になる、今回の見込みも含めての割合がわかればありがたいと思うんですけれども、お願いいたします。

議長（植原育雄君） まち整備環境課長。

〔まち整備環境課長 強矢 賢君発言〕

まち整備環境課長（強矢 賢君） 企業局から譲渡を受けてからの面積割合については、ちょっと手元にありませんので、後ほど整理してお答えさせていただきます。

議長（植原育雄君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（植原育雄君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（植原育雄君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより、議案第19号 財産の取得についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（植原育雄君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第26 町長提出議案第20号 本庄上里学校給食組合規約の変更について

議長（植原育雄君） 日程第26、町長提出議案第20号 本庄上里学校給食組合規約の変更についての件を議題といたします。

提案理由及び議案の説明の前に、本件については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律施行令第12条に基づき、本件に対する上里町教育委員会の意見を聞いたところ、異議がない旨の回答を得ていますので、報告いたします。

これより、提出者より提案理由の説明及び議案の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 高野正道君発言〕

副町長（高野正道君） 議案第20号 本庄上里学校給食組合規約の変更について。

御提案申し上げました議案第20号 本庄上里学校給食組合規約の変更について御説明を申し上げます。

提案理由でございますが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正等に伴い、本庄上里学校給食組合規約を変更することについて協議したいので、地方自治法第290条の規定により、本案を提出するものでございます。

それでは、規約の変更の概要を御説明申し上げます。

本規約の中で、共同処理する事務及び区域を指定しています第3条において、引用法律の地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正により、教育委員会の職務権限を定めております第23条が第21条に条項移動がありましたので、そのための改正を行うものでございます。

なお、条項移動する該当条文の第11号は、「学校給食に関すること。」について規定をしております。

続きまして、第12条ですが、この条文は、教育組合の委員の解職請求等処理する選挙管理委員会を規定をしております。

同条中、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律施行令」の次に、政令番号の「（昭和31年政令第221号）」を加えます。

また、政令で引用している「第16条」を「第14条第2項」に改めるものでございます。この改正につきましても、政令の条項移動に伴うもので、該当条文は、教育組合の委員の任命資格に関する特例等について規定をしております。

以上で、本庄上里学校給食組合規約の変更についての提案及び内容説明とさせていただきます。

す。

慎重審議の上、御議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長（植原育雄君） これで提案理由の説明及び議案の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（植原育雄君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（植原育雄君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより、議案第20号 本庄上里学校給食組合規約の変更についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（植原育雄君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

午前 11 時 52 分休憩

午後 1 時 30 分再開

議長（植原育雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第 27 町長提出議案第 21 号 平成 26 年度上里町一般会計補正予算（第 6 号）について

議長（植原育雄君） 日程第27、町長提出議案第21号 平成26年度上里町一般会計補正予算（第6号）についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明及び議案の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 高野正道君発言〕

副町長（高野正道君） 議案第21号 上里町一般会計補正予算（第6号）。

御提案申し上げました議案第21号 平成26年度上里町一般会計補正予算（第6号）について御説明いたします。

平成26年度上里町一般会計補正予算（第6号）。

第1条ですが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4億435万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ101億3,494万4,000円とし、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものでございます。

第2条継続費の追加及び変更は、「第2表 継続費補正」によるものでございます。

第3条地方債の追加、変更及び廃止は、「第3表 地方債補正」によるものでございます。

第4条地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することのできる経費は、「第4表 繰越明許費」によるものでございます。

第1表歳入歳出予算補正を説明いたします。

2ページ、3ページをお願いいたします。

歳入の主な補正ですが、町税は、たばこ税の収入見込みにより380万1,000円を減額補正いたします。

本年度の収入見込み額から、自動車重量譲与税は、100万円の減額補正、利子割交付金は30万円の減額補正、自動車取得税交付金は100万円を減額補正いたします。

地方交付税は、収入見込み及び調整率分の復活により1億7,353万1,000円を増額補正をいたします。

分担金及び負担金は、放課後児童クラブ保護者負担金、保育所運営費保護者負担金などの見込みにより444万円を増額補正いたします。

使用料及び手数料は、町営住宅使用料、町営住宅行政財産使用料などの減額により319万9,000円を減額補正いたします。

国庫支出金は、保育所運営費負担金、学校施設環境改善交付金などの増額、臨時福祉給付金事業補助金、子育て世帯臨時特例給付金事業補助金、社会資本総合交付金などの減額により5,775万5,000円を減額補正いたします。

県支出金は、特別保育事業費補助金、環境保全型農業直接支援対策補助金などの増額、児童手当負担金、経営体育成支援事業補助金、衆議院議員総選挙委託金などの減額により1億577万円を減額補正いたします。

財産収入は、減債基金利子、普通財産売払代金などの増額、財政調整基金などの減額により144万5,000円を増額補正をいたします。

寄附金は、一般寄附金の受け入れにより103万9,000円を増額補正いたします。

繰入金は、財政調整基金繰入金、上里中学校施設整備基金繰入金などの増額により1億7,133万5,000円を増額補正いたします。

繰越金は、前年度繰越金 1 億2,964万4,000円を増額補正いたします。

諸収入は、歳計現金等預金利子収入の増額、消防団員退職報償金、自治総合センターコミュニティ助成事業助成金などの減額により345万6,000円を減額補正いたします。

町債は、スマートインターチェンジ整備事業債、上里中学校特別教室棟改築事業債、上里中学校屋内運動場改築事業債の増額、道路新設改良事業債、道路維持補修事業債、橋梁維持事業債などの減額により9,920万円を増額補正いたします。

4 ページ、5 ページをお願いいたします。

歳出の主な補正は、歳入同様執行状況による事業費や給与費の見込みによる増減及び基金への積み立てなどになります。

まず、款 1 議会費は、4 月に議員数 1 名の欠員に伴う議員報酬、議員共済給付費負担金などの減額により279万9,000円を減額補正いたします。

款 2 総務費は、財政調整基金積立金、公共施設等用地取得及び施設整備基金積立金、還付加算金などの増額や給与費、埼玉県町村情報システム共同化委託料、町長、町議、農業委員会、衆議院議員の各選挙費などの減額により 4 億6,257万3,000円を増額補正いたします。

款 3 民生費は、介護保険特別会計繰出金、民間保育所等委託料などの増額や国民健康保険特別会計繰出金、臨時福祉給付金事業、後期高齢者医療特別会計繰出金、児童手当支給事業、子育て世帯臨時特例給付金支給事業などの減額により 1 億7,006万7,000円を減額補正いたします。

款 4 衛生費は、保健センター運営事業の増額や災害廃棄物収集運搬処理委託料などの減額により571万円を減額補正いたします。

款 5 農林水産費は、中核的担い手農家育成奨励金交付事業補助金、環境保全型農業直接支払対策補助金の増額や新規就農総合支援事業費補助金、野菜産地強化整備支援事業補助金、経営体育成事業整備事業補助金などの減額により 1 億3,888万3,000円を減額補正いたします。

款 6 商工費は、桜まつり実行委員会補助金の減額により57万6,000円を減額補正いたします。

款 7 土木費は、児玉工業団地アクセス道路事業の物件補償調査委託料の増額や道路新設改良事業、上里サービスエリア周辺地区道路整備事業、上里スマートインターチェンジ整備事業の工事費、土地購入費、補償金などの減額により6,141万6,000円を減額補正いたします。

款 8 消防費は、消防団員被服費、防災無線の電気料の増額や消防団員退職報償金の減額により59万2,000円を増額補正いたします。

款 9 教育費は、上里中学校特別教室棟改築事業、上里中学校屋内運動場改築事業の委託料、工事費などの増額や就学援助費、本庄上里学校給食組合運営費負担金などの減額により 3 億3,564万9,000円を増額補正をいたします。

款10公債費は、臨時財政対策債の利率見直しによる長期債元金の増額、長期債利子の減額に

より1,505万2,000円を減額補正いたします。

款11諸支出金は、減債基金、財政調整基金、教育施設整備基金などの利子の増減により4万2,000円を増額補正をいたします。

6ページをお願いいたします。

第2表継続費補正につきましては、継続費の追加と変更になります。

上段は、継続費の追加で、上里中学校屋内運動場改築事業になります。内容といたしましては、事業費総額を10億1,733万1,000円とし、平成26年度年割額を1億8,386万3,000円、平成27年度年割額を1億2,195万7,000円、平成28年度年割額を7億1,151万1,000円とするものでございます。

下段は、継続費の変更で、上里中学校特別教室棟改築事業になります。内容といたしましては、事業費総額の変更はありませんが、平成26年度年割額を1億8,861万4,000円とし、平成27年度年割額をゼロ円といたします。

7ページをお願いいたします。

第3表地方債補正につきましては、起債対象事業費の増減に伴い補正をするものでございます。

上段は、地方債の追加になります。内容といたしましては、スマートインターチェンジ整備事業520万円、上里中学校特別教室棟改築事業5,480万円、上里中学校屋内運動場改築事業7,320万円を追加いたします。

中段は地方債の変更になります。内容といたしましては、道路維持補修事業1,740万円を1,110万円、橋梁維持事業440万円を280万円、児玉工業団地アクセス道路事業2,010万円を1,010万円にそれぞれ変更をいたします。

下段は、地方債の廃止になります。内容といたしましては、地方債の借り入れの必要がなくなったことにより、道路新設改良事業に係る地方債を廃止するものでございます。

8ページをお願いいたします。

第4表繰越明許費ですが、農業災害対策事業6億6,803万2,000円、児玉工業団地アクセス道路事業1,830万円、都市計画事業費355万4,000円をそれぞれ平成27年度に繰り越しを行うものでございます。

以上で、一般会計補正予算の提案理由説明とさせていただきます。

慎重御審議の上、御議決賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

なお、詳細の内容説明につきましては、担当課長より説明をさせますので、よろしくお願いしたいと思います。

議長（植原育雄君） 次に、担当課長より詳細説明を求めます。

〔以下、上程中の議案について 総合政策課長 片岡浩一君補足説明〕

議長（植原育雄君） これで提案理由の説明及び議案の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

11番、沓澤幸子議員。

〔 1 1 番 沓澤幸子君発言 〕

1 1 番（沓澤幸子君） 11番の沓澤です。

3 ページでお尋ねいたします。

財政調整基金でありますけれども、当初予算で1億2,420万円ほど繰り入れる予定であったものが、9月補正でたしかそれを減額にして、そして、ここにきて改めて繰り入れるけれども、また積み立てるという内容になっていると思うんですけれども、そうしますと、プラスマイナスで2億円ほど積み足すという形を考えていいのかどうか。

公共用地取得管理基金のほうですけれども、今回3億5,402万円という大変な額の積み立てをするわけでありますけれども、このことによって、この基金はどのくらいになっていくのか、その動きについてちょっとお尋ねしたいと思います。

それと、4ページでありますけれども、臨時福祉給付金支給事業、決定して減額ですということでありますけれども、対象者に対する支給率というのはどのくらいになったのか、お尋ねしたいと思います。

同じ4ページで、1歳児の増加に伴ってということで、県の支出、増額補正となっているわけなんですけれども、一方で、子育て共生課の5ページのほうにいけますが、臨時職員の賃金が139万円の減額になっておりますけれども、子どもが増えていたら職員は必要ではないかと思っておりますので、この辺の児童対職員の割合というんでしょうか、お尋ねしたいというふうに思います。

それと、同じく5ページの子育て世代臨時特例給付金の支給も、決定して減額ということでもありますけれども、支給率は何%であったのかお尋ねいたします。

防犯灯のLED化事業の委託料ですけれども、契約本数が当初の見込みに達しなかったということですが、見込みの本数と実際のところをお尋ねしたいというふうに思います。

それと、7ページでありますけれども、農業の災害の特例措置は来年度に継続していくということでもありますけれども、予定されている補助の中の何%が建設済みで補助が終わっているのかどうか。復興がどのくらい進んでいるかということです。お尋ねしたいというふうに思います。

先ほど8ページの説明のときに、小学校、中学校とも教育振興事業費のところの就学援助費が減額になっていることについては、年度途中の申請が多いためという説明でありましたけれども、年度途中の申請のときに4月に遡る考えはないのかどうかお尋ねすると同時に、今現在の申請状況、昨年度から今年度にかけての新たな申請がどのくらいあったのか、お尋ねいたします。

以上です。

議長（植原育雄君） 総合政策課長。

〔総合政策課長 片岡浩一君発言〕

総合政策課長（片岡浩一君） 沓澤議員の御質問につきまして御説明を申し上げます。

3ページの財政調整基金積立金及び公共施設等用地取得基金及び施設整備基金積立金の御質問であったかというふうに思います。

財政調整基金につきましては、沓澤議員がおっしゃられたように、当初予算におきまして、1億2,400万円の繰り入れを予定していたところ、9月にそれを行わないということで戻させていただいているというところは間違いございません。ただ、前年度の期末現在で10億7,000万円ございました財政調整基金につきましては、今回の歳入と歳出、上里中学校で建設のために繰り入れる分7,880万円と積み立てを行う分1億5,512万9,000円、こちらの差額を実質的に積み立てるということになろうかと思っておりますけれども、その結果でも、3月補正が終了した段階での現在高というのは7億8,000万円程度になる見込みでございます。これは当初予算以外に昨年の当初予算の補正1号などによりまして、農業災害の復旧事業に対する財政基金を充当しておりますので、平成26年度の基金の移動状況としては、現在高としては3億円ほどの減になる見込みだと、そういう状況でございます。

続きまして、公共施設等用地取得及び施設整備基金積立金の御質問でございますけれども、こちらにつきましては、前年度の期末現在で、こちらはゴルフ場分は除かせていただきますけれども、3億7,000万円程度の残高であったものが今年度積み立てをすることによりまして、7億9,000万円程度の現在高で平成26年度を終了するという見込みでございます。しかしながら、今年度3億5,000万円ということで、3月補正で積み立てを行う分につきましては、御提案しております平成27年度一般会計当初予算に充当する事業が既に見込まれているものがございまして、今回その分につきましては、全額を平成27年度の当初予算で事業実施をしていくと、そういったことでございます。

以上でございます。

議長（植原育雄君） 総合政策課長。

〔総合政策課長 片岡浩一君発言〕

総合政策課長（片岡浩一君） 申し訳ございません。全額を来年度の事業で実施すると申し上げましたが、一部誤りがございまして、今後の公共施設の整備ですとか、改修をしなくてはいけないものも予定されておりますので、その分につきましても積み立てを行っております。全額を平成27年度当初予算事業に計上と申し上げましたが、そこは誤りでございますので、訂正をさせていただきます。

議長（植原育雄君） 町民福祉課長。

〔町民福祉課長 岸 智敏君発言〕

町民福祉課長（岸 智敏君） 沓澤議員さんからの御質問について説明させていただきます。臨時福祉給付金の関係でございますけれども、あくまでも把握している件数ということで、未申告の方等もいますので、こちらで把握している件数に対しまして交付決定をした件数ということで、77%になっております。

議長（植原育雄君） 子育て共生課長。

〔子育て共生課長 坂本正喜君発言〕

子育て共生課長（坂本正喜君） 沓澤議員の御質問のところの法人立保育所の運営費助成事業のところの課長のほうから申し上げた1歳児担当保育士雇用の補助金の関係なんですけれども、一応、67万8,000円とありますのは、その補助金のところにつきましては、当初の見込みを大きく上回って240万円ほどの増額になっています。その中には、延長保育促進事業、低年齢児保育促進事業、障害児保育補助金等、そちらにつきましては、当初の予定の人数が減っている関係で減額になっていまして、相殺しまして67万8,000円の増額という形で、当初よりか1歳児担当につきましては、人数が多くなっている関係で増えている状況でございます。

それと、先ほど中央保育園の関係の臨時職員の賃金等が減額になったということですが、当初一時預かり事業を実施するために予定をしていたんですけれども、ハローワーク等に募集をかけたのですけれども、なかなか応募がなくて、最後の年が明けてから対応できたという形で、その間の要らなかった5人を減額という形で、必要は必要だったんですけれども、応募がなかったということでその辺は減額という形になりました。

それと、子ども・子育て臨時給付金の関係ですけれども、当初担当のほうで該当者2,663件の方に通知を出したところ、最終的に2,490件の方が申請、その中には臨時福祉給付金のほうに回る方がいた関係で、最終的にはその2,490件の申請の割合は93.5%でございます。それで、その中で2,490件の中で2,280件の関係が該当して支給を実施しております。

以上です。

議長（植原育雄君） まち整備環境課長。

〔まち整備環境課長 強矢 賢君発言〕

まち整備環境課長（強矢 賢君） 沓澤議員のLED灯の当初見込みからの減少について御説明申し上げます。

当初見込んでおりましたのが町内の2,588本を予定しておりましたけれども、結果、2,544本でございます。減少した理由といたしましては、現地の詳細調査の結果、設置可能場所が構造上LED灯の設置が困難であったということが生じたことから、減少となったものでございます。

以上です。

議長（植原育雄君） 産業振興課長。

〔産業振興課長 南雲定夫君発言〕

産業振興課長（南雲定夫君） 沓澤議員の御質問に対して説明させていただきます。

7ページの経営体育成条件整備事業補助金、雪害の再建、撤去の補助金ですけれども、平成26年度で完了する割合につきましては、49%となります。

以上でございます。

議長（植原育雄君） 学校教育課長。

〔学校教育課長 谷木章二君発言〕

学校教育課長（谷木章二君） それでは、沓澤議員さんの就学援助費関係について御説明申し上げます。

まず、小学校の就学援助費でございますけれども、人数的には、当初人数、支給見込み人数ということで、194名ということで変わりはありません。ただ、中の項目を見ますと、学用品費と新入学用品、郊外活動費等で若干の人数の減額、申請の減額、そういうものがございました。

それから、要保護関係では、当初10人程度医療費ということで見込んでおりましたけれども、医療費関係では6名といった形で減額になったものでございます。

それから、中学校でございますけれども、人数的には若干増えております。116名当初見込み、決算では122名ということでございますけれども、申請の中身を見させていただきますと、新入学用品等が減額、郊外活動についても申請等が少なかった。修学旅行等についても人数等につきまして減っている状況でございます。

また、要保護関係では、申請があった医療費、それから修学旅行関係でございますけれども、延べで言うと、当初見込みは6名程度、決算見込みでは修学旅行3人というようなことで、項目ごとに減額が出ているものでございます。

それから、年度途中ということでございますけれども、準要保護児童の認定については、教育委員会において認定となった月から申請しておるということで、毎月あります関係で、若干

の遅れとか、そういうまばらなものがございます。

以上でございます。

議長（植原育雄君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（植原育雄君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（植原育雄君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより、議案第21号 平成26年度上里町一般会計補正予算（第6号）についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（植原育雄君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

午後2時31分休憩

午後2時45分再開

議長（植原育雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第28 町長提出議案第22号 平成26年度上里町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について

議長（植原育雄君） 日程第28、町長提出議案第22号 平成26年度上里町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明及び議案の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 高野正道君発言〕

副町長（高野正道君） 議案第22号 平成26年度上里町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）。

御提案申し上げました議案第22号 平成26年度上里町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について御説明を申し上げます。

平成26年度上里町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによるも

のでございます。

歳入歳出予算の補正ですが、第1条歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,567万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ35億9,586万5,000円とするものでございます。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものでございます。

補正予算書の2ページをお願いいたします。

第1表歳入歳出予算の補正であります。

歳入についてですが、款3国庫支出金につきましては、今年度の療養給付費負担金や後期高齢者支援金負担金、高額医療費共同事業負担金が確定したため、3,044万2,000円を減額補正するものでございます。

続きまして、款6県支出金につきましては、高額医療費共同事業負担金が確定したため、182万8,000円を減額補正するものでございます。

続きまして、款7共同事業交付金につきましては、高額医療費共同事業交付金及び保険財政共同安定化事業交付金が確定したため、6,359万5,000円を減額補正するものでございます。

続きまして、款9繰入金につきましては、一般会計からの繰入金でありまして、職員給与費等や財政安定化支援事業、その他分の繰入金を歳入歳出の補正額の調整により、9,939万4,000円を減額補正するものでございます。

続きまして、款10繰越金につきましては、平成25年度の繰越金として2億5,024万5,609円の確定分を全額計上することにより、1億6,958万5,000円を増額補正するものでございます。

歳入合計につきましては、2,567万4,000円を減額し、予算総額を35億9,586万5,000円とするものでございます。

続きまして、歳出であります。

款1総務費ですが、職員給与費の補正や保険税のコンビニ収納に係る手数料の補正によるもので、350万8,000円を減額補正するものでございます。

続きまして、款2保険給付費から款4前期高齢者納付金等につきましては、歳入の国・県支出金等の補正に伴う財源補正でございます。

続きまして、款7共同事業拠出金につきましては、高額医療費共同事業医療費拠出金額が6,496万4,463円に確定したため、731万4,000円の減額補正と保険財政共同安定化事業拠出金額が3億2,884万3,816円に確定したため、1,485万2,000円の減額補正となり、合計で2,216万6,000円の減額補正となります。

歳出合計につきましても、歳入同様2,567万4,000円を減額し、予算総額を35億9,586万5,000

円とするものでございます。

以上で、平成26年度上里町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）の提案説明とさせていただきます。

慎重審議いただきまして、御議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長（植原育雄君） これで提案理由の説明及び議案の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（植原育雄君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（植原育雄君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより、議案第22号 平成26年度上里町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（植原育雄君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第29 町長提出議案第23号 平成26年度上里町介護保険特別会計補正予算（第3号）について

議長（植原育雄君） 日程第29、町長提出議案第23号 平成26年度上里町介護保険特別会計補正予算（第3号）についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明及び議案の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 高野正道君発言〕

副町長（高野正道君） 議案第23号 平成26年度上里町介護保険特別会計補正予算（第3号）。

御提案申し上げました議案第23号 平成26年度上里町介護保険特別会計補正予算（第3号）について御説明を申し上げます。

平成26年度上里町介護保険特別会計補正予算（第3号）は、次の定めるところによります。

第1条ですが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,474万3,000円を増額し、歳入歳出

予算の総額を歳入歳出それぞれ15億8,948万9,000円とし、歳入歳出予算の補正の金額、款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものでございます。

次に、2ページですが、第1表歳入歳出予算補正でございます。

初めに、歳入ですが、款1介護保険料、項1介護保険料については、国・県支出金及び支払基金交付金の交付額の確定により3万7,000円の補正減をするものでございます。

款2国庫支出金、項1国庫負担金につきましては、介護給付費の国庫負担金の実績見込額によりまして576万6,000円を補正増とするものでございます。

項2国庫補助金につきましては、普通調整交付金及び地域支援事業交付金並びにシステム改修に伴う事業費補助金の実績見込額により、171万7円の補正増とするものでございます。

款3支払基金交付金、項1支払基金交付金につきましては、介護給付費交付金及び地域支援事業交付金の実績見込額により987万3円の補正減とするものでございます。

款4県支出金、項1県負担金につきましては、介護給付費負担金の実績見込額により353万5,000円の補正増とするものでございます。項2県補助金につきましては、地域支援事業交付金の実績見込額により4万7,000円の補正減とするものでございます。

款5繰入金、項1一般会計繰入金につきましては、介護給付費の町負担分12.5%と地域支援事業繰入金19.75%などで、310万2,000円の補正増とするものでございます。

款6繰越金、項1繰越金につきましては、平成25年度の繰越金として1,058万円の補正増とするものでございます。

歳入の合計につきましては、現予算に対して1,474万3,000円を増額し、予算総額を15億8,948万9,000円とするものでございます。

続きまして、歳出でございます。

款1総務費、項1総務管理費につきましては、職員手当等の減額とシステム改修に係る委託料の増額で、合わせて306万9,000円の補正増とするものでございます。項3介護認定審査調査費につきましては、介護認定審査に係る手数料30万1,000円の補正増とするものでございます。

款2保険給付費、項1介護サービス等諸費につきましては、居宅介護サービス計画給付費の増額により186万6,000円の補正増とし、あわせて財源補正を行うものでございます。項2介護予防サービス等諸費につきましては、介護予防サービス給付費及び介護予防サービス計画給付費の増額により998万9,000円の補正増として、あわせて財源補正を行うものです。

また、項3高額サービス費、項4高額医療合算介護サービス費、項5審査支払手数料、項6特定入所者介護サービスにつきましては、財源補正のみを行うものでございます。

款4地域支援事業費、項1介護予防事業費につきましては、介護予防給付費の増額により1

万8,000円の補正増とするものでございます。項2 包括的支援事業任意事業費につきましては、包括支援センターの職員給与費の減額により50万円の補正減とするものでございます。

歳出の合計につきましても、歳入同様現予算に対して1,474万3,000円を増額し、予算総額を15億8,948万9,000円とするものでございます。

以上が介護保険特別会計補正予算の提案説明でございます。

慎重審議いただきまして、御議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長（植原育雄君） これで提案理由の説明及び議案の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（植原育雄君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（植原育雄君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより、議案第23号 平成26年度上里町介護保険特別会計補正予算（第3号）についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（植原育雄君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第30 町長提出議案第24号 平成26年度上里町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について

議長（植原育雄君） 日程第30、町長提出議案第24号 平成26年度上里町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明及び議案の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 高野正道君発言〕

副町長（高野正道君） 議案第24号 平成26年度上里町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）。

御提案申し上げました議案第24号 平成26年度上里町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

平成26年度上里町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによるものでございます。

第1条歳入歳出予算の補正ですが、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ35万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億1,159万1,000円とするものでございます。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものでございます。

補正予算書の2ページをお願いいたします。

第1表歳入歳出予算補正であります。

歳入についてでございますが、款3繰入金、項1一般会計繰入金につきましては、保険料の軽減分であります保険基盤安定負担金の繰入金が4,716万9,836円に確定したため、41万5,000円の増額補正、また、埼玉県後期高齢者医療広域連合の共通経費負担金と前年度繰越金の確定に伴い、255万5,000円の減額補正とあわせて214万円の減額補正をするものでございます。

続きまして、款4繰越金につきましては、平成25年度の繰越金として228万2,130円の確定分を全額計上することにより、178万2,000円の増額補正をするものでございます。

歳入合計につきましては、35万8,000円を減額し、予算総額を2億1,159万1,000円とするものでございます。

続きまして、歳出でございます。

款2後期高齢者医療広域連合納付金につきましては、保険基盤安定分の納付額が4,716万9,836円に、また、事務費等の共通経費負担金が738万3,514円に確定したため、35万8,000円の減額をし、納付金総額を2億122万7,000円とするものでございます。

歳出合計につきましても、歳入同様35万8,000円減額し、予算総額を2億1,159万1,000円とするものでございます。

以上で、平成26年度上里町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の提案説明とさせていただきます。

慎重審議いただき、御議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長（植原育雄君） これで提案理由の説明及び議案の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（植原育雄君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（植原育雄君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより、議案第24号 平成26年度上里町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（植原育雄君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

散 会

議長（植原育雄君） 本日はこれをもって散会いたします。

御苦労さまでした。

午後3時7分散会